

令和3年第7回平群町議会

定例会会議録（第1号）

招 集 年 月 日	令和3年12月7日
招 集 の 場 所	平群町議会議場
開 会 （ 開 議 ）	12月7日午前9時9分宣告（第1日）
出 席 議 員	<p>1 番 岩 崎 真 滋                      2 番 長 良 俊 一</p> <p>3 番 山 本 隆 史                      4 番 井 戸 太 郎</p> <p>5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み</p> <p>7 番 山 口 昌 亮                      8 番 森 田                      勝</p> <p>9 番 山 田 仁 樹                      10 番 窪                      和 子</p> <p>12 番 馬 本 隆 夫</p>
欠 席 議 員	な し
<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>町 長                      西 脇 洋 貴</p> <p>副 町 長                      植 田 充 彦</p> <p>教 育 長                      岡 弘 明</p> <p>総 務 部 長                      川 西 貴 通</p> <p>住 民 福 祉 部 長                      大 浦 孝 夫</p> <p>事 業 部 長                      島 野 千 洋</p> <p>教 育 部 長                      巳 波 規 秀</p> <p>会 計 管 理 者                      橋 本 雅 至</p> <p>政 策 推 進 課 長                      山 崎 孔 史</p> <p>総 務 防 災 課 長                      松 本 光 弘</p> <p>税 務 課 長                      末 永 潤 子</p> <p>住 民 生 活 課 長                      浅 井 利 育</p> <p>健 康 保 険 課 長                      乾                      充 喜</p> <p>福 祉 こ ど も 課 長                      西 岡 勝 三</p> <p>経 済 建 設 課 長                      寺 口 嘉 彦</p> <p>上 下 水 道 課 長                      大 辻 孝 司</p> <p>健 康 保 険 課 主 幹                      東 川 美 和</p>
<p>本 会 議 に 職 務 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名</p>	<p>議 会 事 務 局 長                      西 谷 英 輝</p> <p>主 幹                      高 橋 恭 世</p> <p>主 査                      大 文 字 睦 美</p>
<p>町 長 提 出 議 案 の 題 目</p>	<p>報 告 第 8 号 議 会 の 委 任 に よ る 専 決 処 分 の 報 告 に つ い て ( 和 解 及 び 損 害 賠 償 の 額 の 決 定 に つ い て )</p>

町長提出議案 の 題 目	承認第 7 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度平群町一般会計補正予算(第5号)について)
	承認第 8 号	専決処分の承認を求めることについて (令和3年度平群町一般会計補正予算(第6号)について)
	議案第 44 号	平群町体育施設条例の一部を改正する条例 について
	議案第 45 号	平群町国民健康保険条例の一部を改正する 条例について
	議案第 46 号	損害賠償請求控訴事件の和解について
	議案第 47 号	令和3年度平群町一般会計補正予算(第7 号)について
	議案第 48 号	令和3年度平群町国民健康保険特別会計補 正予算(第2号)について
	議案第 49 号	平群町体育施設の指定管理者の指定につい て
	議案第 50 号	平群町立老人福祉センターの指定管理者の 指定について
	議案第 51 号	平群町若井集会所の指定管理者の指定につ いて
	議案第 52 号	平群町農村環境改善センターの指定管理者 の指定について
	議案第 53 号	平群町活性化センターの指定管理者の指定 について
	議案第 54 号	平群町都市公園の指定管理者の指定につい て
	議案第 55 号	奈良広域水質検査センター組合を組織する 構成団体数の減少及び奈良広域水質検査セ ンター組合規約の変更について
	同意第 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任に同意 を求めることについて
請 願	請願第 2 号	生駒平群発電所(太陽光)防災工事につい て住民の安全を守る確実な対策を求める請 願書

議 事 日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。
会 議 録 署 名 議 員 の 氏 名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 6 番 植 田 い ず み      7 番 山 口 昌 亮

令和 3 年 第 7 回 ( 1 2 月 )

平群町議会定例会議事日程 ( 第 1 号 )

令和 3 年 1 2 月 7 日 ( 火 )

午前 9 時開議

- |         |           |  |
|---------|-----------|--|
| 日程第 1   |           | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第 2   |           | 会期の決定について  |
| 日程第 3   |           | 諸般の報告  |
| 日程第 4   | 報告第 8 号   | 議会の委任による専決処分の報告について<br>(和解及び損害賠償の額の決定について)               |
| 日程第 5   | 承認第 7 号   | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和 3 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 5 号 ) について) |
| 日程第 6   | 承認第 8 号   | 専決処分の承認を求めることについて<br>(令和 3 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 6 号 ) について) |
| 日程第 7   | 議案第 4 4 号 | 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について                                  |
| 日程第 8   | 議案第 4 5 号 | 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について                                |
| 日程第 9   | 議案第 4 6 号 | 損害賠償請求控訴事件の和解について  |
| 日程第 1 0 | 議案第 4 7 号 | 令和 3 年度平群町一般会計補正予算 ( 第 7 号 ) について                        |
| 日程第 1 1 | 議案第 4 8 号 | 令和 3 年度平群町国民健康保険特別会計補正予算 ( 第 2 号 ) について                  |
| 日程第 1 2 | 議案第 4 9 号 | 平群町体育施設の指定管理者の指定について                                     |
| 日程第 1 3 | 議案第 5 0 号 | 平群町立老人福祉センターの指定管理者の指定について                                |
| 日程第 1 4 | 議案第 5 1 号 | 平群町若井集会所の指定管理者の指定について                                    |
| 日程第 1 5 | 議案第 5 2 号 | 平群町農村環境改善センターの指定管理者の指定について                               |
| 日程第 1 6 | 議案第 5 3 号 | 平群町活性化センターの指定管理者の指定について                                  |
| 日程第 1 7 | 議案第 5 4 号 | 平群町都市公園の指定管理者の指定について                                     |
| 日程第 1 8 | 議案第 5 5 号 | 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成団体数の減少及び奈良広域水質検査センター組合規約の変更         |

について

日程第 19 同意第 7 号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて

日程第 20 請願第 2 号 生駒平群発電所（太陽光）防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書

開 会 （午前 9時09分）

○議 長

皆様、おはようございます。

下中前議員が去る9月30日に御逝去されました。謹んで哀悼の意を表します。

ここに、下中前議員の御冥福を祈り、謹んで黙禱をささげたいと思います。皆様、御起立をお願いいたします。

黙 禱。

黙 禱

○議 長

お直りください。

御着席ください。ありがとうございました。

新型コロナウイルス感染予防及び拡大防止の観点により、本議会中、議場内でのマスク着用について許可をいたします。

ただいまの出席議員は11名で定足数に達しておりますので、これより令和3年平群町議会第7回定例会を開会いたします。

町長、招集に当たりまして御挨拶をお願いします。町長。

○町 長

皆さん、おはようございます。

本日、令和3年平群町議会第7回定例会の開催をお願いいたしましたところ、議員各位におかれましても公私何かと御多忙のところ御出席を頂き、ありがとうございます。

暦も師走に入り、今年も新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、コロナ禍に明け暮れ、1年があっという間に過ぎてしまったと感じてる今日この頃であります。新型コロナウイルス感染症につきましては、全国的に感染者については減少傾向にありますが、新たな変異株、オミクロン株の出現や第6波に備え、予断を許さない状況にあります。気持ちを緩めることなく感染防止対策を講じてまいります。

今年も、コロナ禍の影響により、町の行事、イベントが中止、または縮小となりました。

10月1日からは、高齢者の外出支援とフレイル予防を目的に、介護保険制度を活用したデマンド型乗り合いタクシーの運行を始めました。2か月を過ぎ

ましたが、11月末の登録者数は689人となっており、11月の利用状況につきましては258件となっており、徐々に利用者も増えてきております。

へぐり秋の収穫祭につきましては、昨年度に引き続き、規模を縮小しての開催となりました。2日間の芋掘り体験と、平群町の特産物であるキク・バラの品評会と併せまして、主産物共励品評会表彰式が行われました。

文化祭は中止となりましたが、長年にわたり、地方自治の振興発展、社会福祉の向上のために御尽力いただいた方々への地方自治功労者表彰式を、今年度は11月25日に関係者のみで開催となりました。本年度は、2名と1団体の皆様が受賞されました。受賞されました皆様方のますますの御活躍を祈念申し上げます。

各学校やこども園におきましては、多くの行事が中止や縮小となっておりますが、子どもたちが生き生きとした学校や園での生活を過ごすには、運動会や音楽会、生活発表会などの行事が必要であるという観点から、先生方には様々な工夫をしながら実施をしていただいております。

修学旅行につきましては、感染防止の観点から、小中学校とも全行程を貸切りバスで移動するなどの対策を取り、小学校では、北小が白浜方面、平群小学校と南小は混雑を避けるため、淡路・姫路方面に1泊2日で実施しました。中学校では、昨年は日帰りでの実施となりましたが、今年は高知方面に2泊3日で実施しました。卒業という節目の行事である修学旅行を通しまして、何にも代えがたい思い出がつくれたのではないかと考えております。

ワクチン接種状況につきましては、10月23日に集団接種を終了し、それ以降、ワクチン接種を希望される方には個別接種の案内をするなどの対応を行っております。ワクチン接種状況につきましては、65歳以上は91.1%、全体では86.7%となっております。3回目の追加接種につきましては、2回目終了後、原則8か月以上を経過した方を対象とします。12月に接種対象となる医療従事者等の方々には11月25日、接種券を発送いたしました。1月以降に対象となる方には12月以降に順次接種券の発送をする予定であります。今回、本町の3回目の集団接種については、2回目接種以後8か月を経過した来年2月から行う準備を進めております。

職員の給与に関してですが、本年8月10日に一般職員の期末手当を0.15月引き下げる人事院勧告が出ました。勧告に対しては、国は新たな経済対策が閣議決定され、これらが着実に実施されることで、国家公務員のボーナス引下げが経済にもたらすマイナスの影響が緩和されることを期待するとして、11月24日の閣議において、人事院勧告について、勧告どおり給与改定を決定しました。ただし、実施につきましては、令和4年6月の期末手当で調整する

内容となっております。このことから、本町においても、国準拠の考え方から臨時会の開会をお願いし、給与条例の改正を予定しておりましたが、見送ることといたしました。職員組合とも交渉し、国準拠の考え方で理解を得ております。今後、調整方法が整いましたら、条例改正議案を提出させていただく予定をしておりますので、よろしく願いいたします。

町の財政状況につきましては、昨年11月、奈良県下の財政状況が発表され、財政状況が特に悪い平群町に重症警報が出されました。今年度も引き続き町に重症警報が発令されております。奈良県からの支援を受けるため、県との合同勉強会や緊急財政健全化計画を策定し、10月19日に奈良県と平群町との財政健全化の推進に関する覚書を締結いたしました。今後、本協定に向けて協議を行ってまいります。財政の健全化が喫緊の課題であり、引き続き、財政健全化に向けて取り組んでまいります。

町全体の協働の取組として、日本郵便株式会社とは、これまでも災害時における相互協力など、個別の協定を締結しておりましたが、幅広い分野での相互の連携を強化するため、包括連携協定を締結いたしました。災害発生時において、大規模停電等により電力不足の事態が発生したときに、避難所への電力供給が可能な車両の貸出し等により、災害時応急業務における電力不足を補うため、奈良トヨペット株式会社、ネッツトヨタ奈良株式会社と電力供給に関する協定を締結いたしました。また、法隆寺青年会議所と生駒郡4町の社会福祉協議会での災害時における協力体制に関する協定も締結をいたしております。

議員より御提案を頂いておりました、広域的な市町村との連携による災害時の対応策として、相互応援協定についてですが、このたび、河内長野市との間で、12月23日に、災害時における相互応援に関する協定の調印式を行う運びとなりました。これからも、地方公共団体や民間事業者との連携により、町民の皆様が安心して暮らせるまちづくりに努めてまいります。

さて、本定例会では、上程案件といたしまして、条例改正が2件、各会計の補正予算が2件、損害賠償請求事件の和解案件が1件、同意案件1件、その他10件、合計16件の案件の審議をお願いしております。いずれの議案におきましても慎重審議いただき、可決・同意賜りますようお願い申し上げまして、開会に当たりましての御挨拶とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議 長

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長



本日の議事日程は、お手元に配付いたしております議事日程表のとおりであります。

本日の議事日程の朗読を求めます。局長。

○局長

議事日程報告 議事日程表のとおり

○議長

ただいまの報告どおり、日程表に従い議事を進めてまいります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により6番、植田議員、7番、山口議員を指名いたします。本定例会の会期中、よろしく願います。

日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

本定例会の会期は、過般の議会運営委員会で内定いたしておりますとおり、本日から12月17日までの11日間といたしたいと思っておりますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月17日までの11日間と決定をいたしました。

会期の内容の報告を求めます。局長。

○局長

それでは、会期の内容について御報告を申し上げます。

12月 7日（火） 本会議（初日） 午前9時より

なお、一般質問の通告締切りにつきましては、本日午後5時となっておりますので、よろしくお願いいたします。

12月 8日（水） 総務建設委員会 午前10時より

12月14日（火） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月15日（水） 本会議（一般質問） 午前9時より

12月17日（金） 本会議（最終日） 午後2時から

以上でございます。

○議長

続きます

日程第3 諸般の報告を行います。

11月25日に開催されました議会運営委員会の報告を求めます。議会運営委員会副委員長。

○議会運営副委員長（岩崎真滋）

議会運営委員会の報告をさせていただきます。

去る11月25日木曜日午前10時より、本日始まりました第7回定例会議会運営について協議いたしました。

以上です。

○議長

続きまして、町より報告事項があります。

予備費の充用について報告を求めます。副町長。

○副町長

それでは、令和3年度一般会計の予備費の執行状況について御報告申し上げます。

今回は1件でございます。

9月15日、平群小学校において、水道の漏水が発生しました。漏水箇所を特定し、早急に修繕等の対応が必要となることから、10款教育費、1項小学校費、1目学校管理費の委託料、調査委託料に27万5,000円ということで充用いたしております。

この結果、予備の当初予算額が1,368万円に対しまして、令和3年度の予備費充用額が合計で162万1,000円でございます。率として11.8%、残額については1,205万9,000円ということになってます。机置きで配付しております資料については、前回報告分も含めて記載をさせていただきます。

以上でございます。

○議長

以上で諸般の報告は終わります。

続きまして

日程第4 報告第8号 議会の委任による専決処分の報告について  
(和解及び損害賠償の額の決定について)

報告を求めます。総務部長。

○総務部長

それでは、報告第8号につきまして報告させていただきます。

報告第8号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別

紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和3年12月7日報告

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

専決処分書

和解及び損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和3年9月30日

平群町長 西 脇 洋 貴

めくっていただきまして

和解及び損害賠償の額の決定について

令和3年8月26日、平群町大字福貴643番5先付近にて、町道四辻路線道路中央付近にできた穴により乗用車両に損傷を与えた件について、和解により次のとおり損害賠償の額を決定するものとする。

1 損害賠償の額 14万8,610円

2 所管課 経済建設課

でございます。

これにつきましては、走行中の車両のフロントバンパーの損傷及びフロントパーツの脱落による損害賠償でございます。

以上、報告させていただきます。

○議長

続きまして

日程第5 承認第7号 専決処分の承認を求めることについて

（令和3年度平群町一般会計補正予算（第5号）について）

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

承認第7号 提案理由説明

○議長

続いて、資料説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

失礼いたします。

それでは、ただいま総務部長のほうから説明のございました補正予算につき

ましての関連資料の説明ということで、御手元に配付をさせていただいております新型コロナウイルスワクチン接種状況についてということで、簡潔に御説明申し上げます。

まず、1点目でございますが、ワクチン接種の状況についてでございます。先ほどの町長の開会の挨拶にもございましたが、5月15日から10月の23日までということで、会場はプリズムへぐりにおきまして、ワクチン接種を実施をしております。

接種状況につきましては、下段の表にまとめておりますとおりでございます。接種対象者1万7,314人に対しまして、2回の接種を終わられる予定の方が1万5,006名ということで、接種者数、パーセントでいきましたら、86.7%の全体での接種率となっております。また、集団接種につきましては10月の23日で終了いたしました。各医療機関におきましては、引き続き現在も個別接種ということで、実施をしております。

2点目の今回の補正予算に関わるところでございますが、今後のスケジュールでございます。

平群町におきましても、追加接種、3回目の実施に向けて、ただいま準備を行っております。11月25日には医療従事者等の方、先行接種対象の方への御案内等も行っております。今回の追加接種につきましては、2回目の接種を完了された方、原則8か月以上ということで、18歳以上の方を対象に実施をしております。具体的なスケジュールにつきましては裏面のほうにまとめさせていただいておりますので、御確認のほうをお願いいたします。

まず、11月の下旬に、先ほど申しました先行接種、医療従事者の方への接種券の送付並びに、今月、12月下旬におきましても、1月に接種をされる方ということでございますが、医療従事者等への接種券の送付を行っております。

続きまして、来年、年明けでございますが、1月上旬に65歳以上の高齢者の方への接種券の送付を開始いたします。これにつきましては、2回接種を終えられた方から8か月経過となつてございますので、それぞれ接種を終えられた方から順次接種券のほうを送付をさせていただく予定でございます。ですので、全ての方に一遍にというふうなことではございませんので、2回目の接種を終えられた方から順次というふうな対応となっております。

続いて、1月の下旬でございますが、高齢者施設等での接種を開始をいたしたいというふうに考えております。

続きまして、2月中旬以降でございますが、3回目の接種ということで、集

団接種のほうを開始をしまいたします。場所につきましては、1・2回目と同じリズムへぐりということで、接種日についても土曜日の午後、日曜日ということでの接種を予定をしております。なお、集団接種の開始日につきましては、生駒郡4町とも足並みをそろえるということで、同じ日で開始をするということで確認をしております。

続きまして、令和4年の3月上旬から、65歳以下の方へ接種券のほうの送付を行ってまいります。これも、先ほど御説明申し上げたとおり、2回接種を終えられた時期が全て違いますので、それぞれ8か月を経過した方から順に接種券のほうを送付をするということで、予定といたしましては、接種対象月の前月の下旬ぐらいにそれぞれの対象者の方へ接種券のほう、お送りをさせていただき予定でございます。令和4年の7月上旬に、予定では3回目の接種、集団接種のほうを終了したいというふうに考えております。

続いて、今回の集団接種の申込みについてでございますが、少し1・2回目と変わったところということで、今回、接種券を同封いたしましてお送りをいたしまして、まず、その中に同封しております集団接種の予約はがき等でお申込みを頂く方法と、あと、御自宅のパソコンやスマートフォンから、LINEのシステムというのを今回構築をいたしましたので、そこから各自で空き状況を見ていただいて予約をしていただけるというふうな、この二つの対応ということで、基本的には電話でのお申込み等は考えていないというところでございます。

続いて、個別接種でございますが、今回の3回目の接種につきましても、一、二回と同様に、各医療機関のほうでも接種を受けることができます。医療機関での接種等につきましては、町広報紙やホームページなどで町民の皆様方に周知できるよう努めてまいるところでございます。

以上です。

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。植田議員。

○6 番

幾つかお聞きします。

1・2回目、集団接種の場合、平群はファイザーのワクチンだったんですけども、3回目もその方向なのかどうか。ちょっといろいろ、ワクチンの種類によってはいろんなことが言われてますんで、その問題が一つ。

それと、1・2回目は、接種日を、決まった分が送られて、打ちますよという申込みをして、それからあなたはいつ幾日に1回目、2回目こうですよと、行政側のほうから決まってきたんですけども、今度の場合、今お聞きしたら、

選択できるみたいな話で、どういう形になるのかどうか、そこら辺のところ、お聞きをしたいのが一つ。

それと、今回も集団接種は土曜日の午後と日曜日の午前、午後という形になると思うんですけども、1回の人数というのは1・2回目と同じぐらいの人数で想定されてるのか、その点も含めて御答弁いただきたいと思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、植田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のワクチンブランドについてでございますが、御質問のとおり、1回目、2回目につきましては、平群町におきましてもファイザー社のワクチンを使用させていただきました。3回目でございますが、今ちょっと国のほうのワクチンの供給状況ということで、まだ未確定ではございますが、今知り得てるという部分での御説明になろうかと存じますが、今回、3回目につきましては、ファイザー社のワクチン並びにモデルナ社のワクチンということで、2種類のワクチンがそれぞれ国のほうから配分をされるということになってございますので、そういうふうなことで、2種類のワクチンを使い分けて接種をするということになってございます。ちょっとワクチンの供給状況につきましては、国のほうで調達を頂いてることなのですが、ファイザー社のワクチンについて、我々の知り得てる話では、なかなか2月から4月の間については、十分な供給量がということでございますので、モデルナ社のワクチンと併用しながらというふうな対応でございます。

続きまして、接種日の選択でございますが、先ほど、今回2種類の申込み方法ということで申し上げました。まず、おはがきで申込みをいただいた分につきましては、あらかじめこちらのほうで接種日を決めさせていただいてお送りをするというふうなことでございます。また、そこにつきましては、従前どおり、何か不都合等ございましたら、変更等の御連絡というのは、それぞれの方とプリズムのほうでやり取りをしていただくこととなります。

今回から導入いたしましたLINEでの申込みでございますが、これにつきましては、一定の接種状況の空き状況ということで、ウェブ上で閲覧できるようにしております。そこで、それぞれの方が御希望の接種日、空き状況によりましての接種日を選んでいただけるという対応を考えております。

3点目の土日の接種人数につきましてはでございますが、基本的には、1回目、2回目とほぼ同様の接種人数を予定をしております。

以上です。

○議 長

質疑、ほかございませんか。森田議員。

○ 8 番

昨日、岸田総理が8か月を待たずに接種するという表明があったように記憶してはるんですけども、それにはまだ対応し切れてないんじゃないかなと思うんで、当然できないと思うんですけども、その件とですね、大体これ、どれぐらいの人数を今考えておられるのかですね。全ての人間をこの費用で賄おうとしておられるのかですね。それとですね、過日の全協のときに、ワクチン接種の促進ということで、55万かかるというふうに書かれてるんですけども、その費用はどこに入っておるんでしょうか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

森田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、1点目のワクチンの接種の間隔ということで、8か月から6か月ということで、昨日、そういうふうなマスコミ等の報道があったということで、我々のほうもそれを受けての話でございます。正直申し上げまして、現時点では8か月ということで、全ての準備を行ってきたところでございますが、今後、国のほうの動向であるとか意向であるとか、そういったものを考えながら、6か月ということになりましたら、その接種体制ももう一度検討し直すこととなります。一番肝の部分になりますのがワクチンの供給状況であったりとか、あと医師会さんとの調整になりますが、医師の派遣とかいった、そういったもろもろの準備が必要になろうかと思っておりますので、そういった部分につきましては、県からの情報提供なり、また近隣との協議におきまして、一定足並みをそろえたような形で、今後対応してまいりたいというふうに考えております。

2点目の接種人数でございますが、現在、現時点での接種人数ということで、この報告の中で申し上げました、約1万5,000人程度の方が接種をされておるところでございます。3回目の接種につきましても、同様の方が接種をされるであろうというふうに考えてはおります。集団接種でございますが、1万5,000人の割合のうち、約1万人から1万1,000人ぐらいが集団で1・2回目を受けられておりますので、その方がまた集団のほうで接種を頂けるといって、そのぐらいの人数ということで、今現在想定をしております。

続きまして、全員協議会のときに、ワクチン接種の費用ということで事務執行をさせていただきました。これにつきましては、補正の折に、前回の補正の

ときに、この費用については全て計上させていただいておまして、まだ現在、予算額に一定の不執行等ございますので、その分の充用ということで、この3回目、全協での御説明につきましては、3回目の接種につきましても、1・2回目と同様に、医療従事者の方々への慰労という部分で、そういう予算の執行をさせていただくというふうな説明でございました。予算については、現予算、この55万円分についてはまだ現予算のほうでございますので、それを執行させていただくというようなところでございます。

以上です。

○議 長

質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結します。

これより承認第7号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認をされました。

続きまして

日程第6 承認第8号 専決処分の承認を求めることについて

(令和3年度平群町一般会計補正予算(第6号)について)

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。



○総務部長

承認第8号 提案理由説明

○議長

続いて、資料説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

それでは、御手元に配付をさせていただいております資料につきまして、御説明を申し上げます。

A4、1枚ものの平群町子育て世帯等臨時特別支援事業（先行給付金）についてでございます。

目的につきましては、記載のとおり、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえて、子育て世帯に対しての臨時特別的な給付措置というのを目的としております。支給対象者でございますが、令和3年9月30日現在、平群町に住所があり、対象児童を養育されている方ということでございます。ただし、所得制限ということで、年収960万円以上の方を除くというふうな所得制限の対象でございます。

3点目の対象児童でございますが、18歳以下の児童ということで、人数等につきましては、約2,580人、世帯数で1,460世帯の方がいらっしゃるということでございます。それぞれの区分でございますが、①といたしまして、中学生まで、これは児童手当の受給者でございます。約2,000人。高校生が約530人、新生児の方ということで、当然令和4年の3月31日までに生まれた新生児の方の見込みということで、約50人を見込んでおります。予算人数といたしまして、約2,700人、世帯数で1,500世帯ということで見込みをしております。給付額につきましては、対象児童1人につき5万円ということでございます。

次に、6点目の支給の手続でございますが、それぞれ中学生、高校生、新生児と、少し対象者におきまして、事務の流れが違います。

まず、中学生までの方につきましては、12月中旬に町のほうから支給対象者の方に対しまして、給付金の支給案内を送付させていただきます。これまで児童手当を支給している口座に振り込みをさせていただくために、申請等は不要でございます。いわゆるプッシュ型という形で対応ができるというふうを考えております。ただ、給付金の受給を辞退される方や口座等が変わった方につきましては、別途届出が必要ということになってございます。

次に、高校生の対応でございますが、令和3年12月下旬に町のほうから申請書のほうをお送りさせていただきます。これは、全ての該当年齢の世帯へお送りをさせていただくこととなります。これによりまして、対象児童の方や所

得状況、また振り込み口座等の申請が必要となりますので、申請につきましては、12月下旬から来年の3月31日まで、順次受付をさせていただきまして、来年1月中旬から、申込みの申請を頂いた方から順次振込みをしていく予定となっております。

次に、新生児の方でございますが、出生届や児童手当の認定請求等と併せて申請を頂くこととなります。これにつきましても、対象児童、所得状況、振込口座等の申請が必要となりますので、それぞれ届出を頂いた方から順次、振込み等の処理をしてまいる予定でございます。

7点目の周知方法につきましては、1月号の広報紙やホームページ、またフェイスブック等によりまして周知を図るとともに、対象者の皆様方には個別に通知をするというふうなことで周知を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

まずちょっと細かいこと聞きます。

今説明あった3番目の対象児童で、平成15年4月2日から令和4年の3月31日となってるけど、4月1日の子はどうなんの。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問でございます。

4月1日の方といいますのは、いわゆる学齢等で言いましたら前年度の方になりますので、今回につきましては、この給付金の対象にはならないということでございます。

○議長

山口議員。

○7番

どっちもやで。15年の4月1日も、4年の4月1日も対象にならないっておかしいんちゃうの。4年の4月1日の子というのは、4年の3月31日までの子と同学年じゃないの、これ。そういうことでしょう。だって、平群町にいてんのかいてないのか分からんけど、どうしたっておかしいやんな。だから、おかしいでしょう、1年単位やのに1日だけ抜けるというの、どう考えたって。これ、国から来てる通知がこうなってるわけ。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

詳細につきましては、国のほうから通知が参っておるところでございますが、それに記載のとおりでございます。4月2日からというふうなことで、対象児童につきましてはそういうふうな手順ということで、国のほうから流れておりますので、平群町におきましてもそういう対応ということでございます。

○議長

山口議員。

○7番

ちょっと確認してくれる。だって、普通に考えておかしいと思うでしょう、今何かそこでやってるから、教育委員会でまた、学校へ入る年齢が4月1日は前年度になるから、それが変わってんねやったら別やけど、これ、どうしたっておかしいでしょう。ちょっと確認してくださいよ、それは。どう見たって普通に考えたらおかしい。おかしくないならいいけど、私はおかしいと思うよ。どこ行くの。ちょっと、じゃあそれは後で。何か教育委員会、確認するみたいやからいいですけど。

ちょっとそれとね、これはこんでええんですけど、あともう5万円、クーポンでということになって、これはいろいろ、ニュースなんかでも、要するに、経費が960億もかかって何してんねんというような話になってて、どこまで正確か分かんないんですが、一部の自治体ではもう現金で配ると、残りの5万円もというところ、そういう主張をしている市長、町長がいらっしゃるということはネットなんかで見てるんですけどね、だから、それできるんだったら平群町もそうしてあげたほうが、政府のほうは、どっちかという、要するにクーポンだったら使ってもらえるけど、現金だったら貯金すると言うんやけど、結局一緒のことでしょう。クーポンを先使えばええだけのことで、クーポンでも先使って、あとじゃあ、もともと使う予定やったやつを貯金に回すだけの話になるから、あんまり差はないと思うんですよ。それだったら、もらうほうが使い勝手のいい現金にしてもらったほうがいいし、町のほうも、経費もそれだけ少なくなるのであれば、どっちみち全部国から出るから、別に町が一般財源で出すということはないでしょうけども、そうできるんだったらすべきだと思うんですが、その点、平群町としてはどういうふう考えているのか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

今回の給付金で、残り5万円の分につきましては、クーポン券等での支給ということで、一つの考え方が示されたところではございますが、一部自治体におきましては、現金で支給されるという話も確認をさせていただいておるところでございます。国の制度なり、また要綱等を拝見する中でも、必ずしもクーポンでという話ではございませんので、現金での支給というのも一定の要件はあろうかと思いますが、可能やということになってございます。この辺につきましては、まだ少し時間もございますので、近隣の状況であったりとか、今後の私どもの事務処理等のことも踏まえた上で検討はさせていただきたいというふうに考えております。

○議 長

ほか、質疑。森田議員。

○8 番

これはまだ補正は、下りてるんですかね、この予算は。まだ下りてないんじゃないかと思うんですけども、先取りされてるように思うんですけど、それはいいことだと思うんですけども、そのまず確認とですね、それと手当の支給の保護者の所得は960万ということなんですけども、平群町で何人ぐらいいらっしゃるのか。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

森田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、予算があるかということの御質問でございますが、恐らく国のほうから一定の内示といたしますか、ある程度の事前交付ということかなというふうに理解はしておるんですけども、それでよろしいでしょうか。その分につきましては、まだ、現在国のほうから、実際に現金の交付というのはないんですけども、当然、支給時期が12月の末となつてございますので、その辺の、いわゆる町の口座にお金がなければ振り込めないということもございますので、国のほうから、一定その部分については概算でも交付を頂けるものなのか、またそれがなければ、一時借入れ等の手続等をやっけていかななりませんので、その辺につきましては、今現在調整をしておるところでございます。

いわゆる年収960万円以上の世帯の件数でございますが、すみません、ちょっと今、資料のほうを確認しておりますので、後ほど御答弁申し上げます。

○議 長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

申し訳ございません。

先ほど御質問のございました森田議員の御質問で、960万以上の世帯の方ということで、いわゆる特例給付の割合ということでございます。全体の率にいたしまして、平群町で約6.8%の方が対象になろうかというふうに試算をしております。

以上です。

○議長

森田議員。

○8番

補正は通らないことはないと思いますので、国会の議員構成からしてもないと思うんですけども。

それとですね、6ページ目の電算委託料なんですけども、金額は知れてるんですけども、マスコミ報道でいきますと、児童手当が支給してる方が分かっているということで早急に作業ができると。なぜこれ、電算の委託料のシステム改修が要るんですか。

○議長

福祉こども課長。

○福祉こども課長

電算の委託料の必要性ということでございます。

今回、児童手当、中学生以下につきましては口座情報が分かっておりますので、安易にできると思います。あと、高校生につきましては、一旦申請していただいて、その所得の状況、扶養親族の数、それで支給の判定をする必要がありますので、一旦改めてシステム改修が必要となっております。

以上でございます。

○議長

森田議員。

○8番

530人のために、sonだけシステム改修要るんですかね。もう一度私、これ精査していただきたいと思いますが、いつも電算委託費は、非常に見えないと言ったら表現よくないんですけども、常に計上されますので、その辺だけは留意をお願いいたします。

○議長

ほか、質疑ございませんか。山口議員。

○7番

さっきの答えてくれるねやったら、先に答えてくれたらいいよ。教育部長、出て行って帰ってきたから。関係ないの。そしたら、さっきの件については、ちゃんと調べて返事くれる。4月1日の件や。おかしいでしょう、どう考えたって。その1日だけ対象にならない。

「4月1日」の声あり

○7 番  
どこ。

「要綱になってる」の声あり

○7 番  
ああそう。要綱はそうなってるの。じゃあこれ、説明間違ってるの。

○議 長  
山田議員。

○9 番  
今の質問ですけどね、要綱では、高校生は、15年の4月2日から18年の4月1日ってなってますよね。ただ、新生児については、同学年でも、令和4年4月1日に生まれた新生児は対象になってない。これは、年度変わるから仕方ないのかなと思うんですけど、新生児は入ってないということによろしいんですよね。

○議 長  
住民福祉部長。

○住民福祉部長  
まず、年度の考え方につきましては、私どものほうも再度確認をさせていただくということでございます。今、山田議員のほうの御指摘ございました高校生の対象者につきましては、いわゆる高校生の学齢といたしますか、各学年の対応でいきましたら、基本的には4月2日から4月1日までが同じ学年ということになりますので、そういった考えでの高校生支給対象者の考え方の整理ということで考えておるところでございます。

○議 長  
山田議員。

○9 番  
要綱にはそうなってるんで、確認はいただきたいと思うんですけど。

あと1点ね、私の考え方がちょっとずれてるのかもわかりませんが、この対象人数、たしか2,530人っておっしゃったと思うんですけど、町のホームページに載ってる人口統計表ではね、令和3年の3月31日付の統計表では、令和3年の3月31日に満18歳の方は対象外だと思うんですよね。その時点

で満17歳の方が、新年度、高校3年生になると思うんですよ。それでいくと、令和3年3月31日の17歳になってる方は2,380人になるんですね。それプラス新生児になってくるんですよ、令和4年度生まれの。だから、人数、予算内で収まってるんで問題ないと思うんですけど、人数の考え方をちょっと、1学年ずれてるんじゃないか。その当時、令和3年の、ちなみに18歳以下は2,552人になりますよ。だから、ちょっと今特に、答弁すぐ要りませんが、確認はいただきたいというふうに思います。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山田議員の御質問でございます。

まず1点、今御指摘いただきましたことにつきましては、再度確認のほうはさせていただきます。一定、予算のことでございますので、いわゆるそれぞれの年齢の人数、ある程度数字につきましては、丸めた形での計上となっておりますので、その辺も含めまして確認のほうをさせていただきます。

以上です。

○議長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより承認第8号について採決を行います。

本案については原案どおり承認することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり承認されました。  
午前 10 時 10 分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前 9 時 59 分)

再 開 (午前 10 時 10 分)

○議 長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議 長

福祉こども課長の発言を許可します。

○福祉こども課長

貴重な時間を頂きましてありがとうございます。

先ほどの御質問の件なんですけども、対象児童の生年月日ということで、平成 15 年 4 月 2 日から令和 4 年 3 月 31 日ということで、要綱に書いてある分についてもこれで間違いはございません。学年としましては、平成 15 年 4 月 2 日ということで高校 3 年生と。令和 4 年 3 月 31 日、新生児なんですけども、おっしゃっている 4 月 1 日については、国の補助対象で示される分には含まないと。理由については示されていないんですけども、年度内の事業ということでこのようにされたのかなと、そのように考えています。

それから、山田議員から、3 月 31 日の人数で見ていただいたと。私のほうでは、11 月末の時点で直近で実際の数字を拾ってるんで、その差かなと考えています。

以上でございます。

○議 長

日程第 7 議案第 44 号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第 44 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。森田議員。



○ 8 番

そもそも論の話ですけど、資料の 2 ページ目の 3 番のウォーターパーク開場に伴う経費のことなんですけども、この収入というのは町に入ってきてるんですか、お金。このお金が町の財布の中に入ってきてるのか。それと、支出については、この金額、お金が町の財布から出てるのか、まず確認だけさせていただきます。

○ 議 長

教育部長。

○ 教育部長

ウォーターパークの指定管理については、利用料金制という制度を取っておりますので、この収入については、指定管理者の収入となっております。そして、支出ですけども、先ほども申しましたように、この支出の内容は、運営費、光熱水費、工事費、修繕料というふうになっております。運営費と光熱水費、当然これは振興センターが出すものなんですけども、工事費と修繕料について、どちらが、指定管理者と町側がですね、どれぐらいのどういうふうな負担をするのかということについて、指定管理の募集要項の中で、リスク分担の表というものがございます。細かい修繕については、たしか 10 万以下やったと思いますけども、細かな修繕については指定管理者側で負担するんですけども、それ以上の修繕料、また工事費については平群町側で負担すると、そのような内容になっております。

○ 議 長

森田議員。

○ 8 番

指定管理者の財布の中身までここに書く必要はまずないんじゃないかなと私は思います。冒頭そのことだけは申し上げておきます。

それでですね、全協のときにもいろいろ議論があったわけですけども、県からの財政支援を受けるために、これをやらなければならないように思うんですけども、物件費が年間 10 億ぐらいですので、この 5 億の費用を捻出する方法が、まず私としては考えられないと思うんですけども、その辺は、県の財政支援を受けるためには、何が何でもこれがなければならないものというふうに町は考えておられるのか、町長にお尋ねいたします。

○ 議 長

政策推進課長。

○ 政策推進課長

森田議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

確かに、奈良県の緊急財政健全化につきましては、施設の閉鎖という検討という部分で、ウォーターパークの閉鎖と書かせていただいているということでございます。そして、今後の5ポイント削減等ございますが、やはり今回、この工事費5億という部分を、今後の予算、財政健全化の中に入れていくとなれば、やはり県との調整してきた計画というのが崩れていくのかな、厳しい状況になってくるのかなというふうに考えておりますので、これをしなければ、県から支援を受けられないのかという部分ではございますが、これに代わって、もし財源等が好転するのであれば、県はそういった部分もないかなと思うんですけど、やはり今現在の財政状況の中で、好転している部分もなく、この健全化の中でウォーターパークの閉鎖という、検討部分と財源部分というのは協議した中で、これがないと今のところ、現在の支援の計画の協定を結ぶに当たって、その部分というのは達成できないのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

ほか、質疑ございませんか。山口議員。

○7番

今、ウォーターパークの話、先出たから、そっちからするけども、基本的に、これ、数字も経費出してもらって、今、森田議員の質問もあったけど、基本的にこれ廃止したら、じゃあ経費としては幾ら浮くんですか。ただ、今年も去年も営業してないから、全然かかってませんよね。置いとくだけで、それは何もないということはないやろうけども、一定経費も要るかもわかんないですけど。だから、令和元年しかこれ数字が出てこないんだと思うんですが、じゃあ廃止して、緊急財政健全化計画の中で、スポーツセンターに対する、体育施設に対する経費を1,000万、来年度から下げるという、当然これとのリンクだと思うんですが、じゃあ1,000万少なくなると、そういうことですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、今回、ウォーターパークの廃止につきまして、指定管理の委託のところでは1,000万削減等上げさせていただいております。その部分の中で、ウォーターパークのプールの部分だけで1,000万ということではなく、プールの部分、そしてまた、財団の中で自助努力等をお願いしたいということの部分になりますので、今、協議の中では、ざっとですけど、大体600万ぐらいがその中のウォーターパークの影響額かなというふうには考えておりま

す。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

じゃあ財政効果は廃止して年間600万ということですね。分かりました。

ちょっと僕もそもそも論から聞きますけどね、もともと1960年代に、平群町、春日丘の開発から始まってですね、当時、人口6,000から7,000人ぐらいでした。それがどんどん始まって、最高2万1,000人近くまで増えたわけですが、その60年から70年代にかけて開発が盛んにできてですね、若い人たちが、大阪で勤めてる労働者の皆さんが多く移住してこられて、それで町営プールが欲しいという要望は相当あったわけですね。それでもなかなか平群町できなかった。斑鳩は早くからありましたし、三郷町も平群より早くできました。やっとできたのが95年、今から27年前ということなんですが、それがやっとできてですね、27年で廃止せざるを得んほど老朽化するって、さっきよその事例出してましたけど、全部これ40年ぐらいたってるでしょう。30何年、40年でしょう。平群町は27年ですよ。27年で老朽化して廃止せざるを得ない。要するに、はっきり言ってメンテナンスに問題があったんじゃないかと。今さら言っても仕方ない部分はあるけども、たった27年で廃止せざるを得ない。なぜそうなったのか、その点はどういうふうに見てるんですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

ウォーターパークの廃止の件について、27年間で廃止に至った原因ということでの質問でございます。

ウォーターパークについては、確かにですね、町民の皆様が非常に夏場になると楽しみにして使ってもらってる施設ということは、まず理解をしております。近年のウォーターパークの開業に当たって、いわゆる準備費用といいますか、修理費用なんですけども、当然のことながら、ウォータースライダー2基が休止しているという状況、またポンプ類についてもですね、毎年度どこか不良箇所があって、緊急的に対応しなければならないという状況。それと、特にプールサイドの防滑シートというものが非常に状態が悪くなっております。冬場はですね、見た目、それほど悪いというふうには見えないんですけども、夏場が近づいて気温が上がってきますと、どうしても空気が膨張してですね、防

滑シートが非常に凸凹になってですね、本当に歩けないような状態になると、そういうような形ですね、毎年度相当の修繕費用がかかっております。

平群町、我々としましては、当然心情的に残していきたい、そういう思いは持っておるんですけども、提案理由でも申し上げましたように、近年での利用者数の減、利用者数については、平成何年がピークか、ちょっと資料はほかにございますけども、利用者数の減とか今後の多額の更新費用、そして財政状況などを総合的に勘案する中で、今回廃止の提案をさせていただいたところをございます。

○議長

山口議員。

○7番

いや、全然答弁になってないですよ。27年でなぜそこまで劣化したのかって聞いている。でしょう。普通、ほかの施設見たって、27年ぐらいで、あれだけ金かけてつくった施設が27年ぐらいで廃止せなあかんほど老朽化するというのは、やっぱりメンテナンスでしょう。もちろん毎年かかるから、財政が大変な状況がずっと続いている中でのことです。できるだけお金使いたくないというのは、それはそうなんですけど。でも、何人かの方に聞くとですよ、平群町の公共施設ってみんな老朽化が早過ぎるん違うかと。具体的にここがこうという話じゃなくて、そういうふうを感じるぐらい、要するに、公共施設の日頃のメンテナンスがやっぱり、財政が大変ということももちろんリンクするんだらうけど、おろそかになってることが逆に無駄な金を使うことにつながって、今度廃止したら、次建てるなんてとてもできない状況ですよ。だから、そこんところはもうちょっと冷静に考えていただきたいというふうに思うんです。町が決めて、今日議案出してるわけですから、何ぼ言うたってその方向で進むんでしようけども、そこんところはしっかり考えていただきたい。

それとね、さっきの説明では、今年7月に1か月間意見募集したと。これ8件やね。8人の方から、これ以外に回答あったのかどうか、何も書いてませんが、回答があっただけということなんです。一番利用してるのは誰ですか。当然、小中学生で若い青年、小さい子どもを持つ若いお父ちゃん、お母ちゃん、おじいちゃん、おばあちゃんも含めて、そういうファミリー向け施設ですよ。それで、若い子とファミリーの利用がほとんど。減ってきているというのは確かに減ってきているのは分かります。人口が1万8,500人まで減ってるんですからね、さっきの議案の議論じゃないですけども、それこそ年少人口がどれだけ減ってるか知ってますか。これは現役世代と一緒にぐらい、4分の1減ってるんですよ、この十二、三年で。さっき、山田議員も出てましたけど、今年1

1月末現在の15歳未満の人口1,834人ですよ。ほんの5年前、2,122人、こっからだってもう300人近く減ってるわけですからね。300人というたら、もう10何%減ってるんですよ。当然、若い子が減るわけだから、ファミリー層が減るわけだから、当然人数も減る。一番多いときは生駒市民も平群町内料金ですから、多く利用していただいているというのはありますけれども、そのことはええですけど、8人しかこれ、回答ここに書いてないですけども、十分住民の皆さんの声を聞き取った、特に利用頻度の高い人たちの声を聞き取ったというふうに考えているのかどうか、その点どうですか。

○議 長

教育部長。

○教育部長

ホームページ、広報等で意見募集をした結果ですね、8人の意見があったということで説明させていただきました。また、各種団体のほうも意見があったということで説明させていただいたところがございます。

そこで、この8人という回答の件数が多いか少ないかというような話になるかと思えます。我々としましては、7月、1か月間ですね、広報、ホームページ等でウォーターパークの在り方について意見募集をさせていただいて、結果的には8人ではありましたが、数字は数字として関心を持って回答していただいたかなというふうに思っております。

この件についてですね、子どもたちにも意見を聞いてというような意見もあるのはあったんですけども、これについては、教育委員会のほうで毎月開催しております校園長会のほうでも諮ったんですけども、ただ子どもたちにウォーターパークの廃止の件について、当然問うことはできるんですけども、子どもたちに聞けば、当然プールはあるほうがいいと、そういうふうな答えが返ってきます。なかなか子どもたちにはですね、ウォーターパークの老朽化の現状と財政の問題について話したところですね、客観的に正確な判断というのが非常に困難ということで、子どもたちのほうについては個々に意見を聞くというようなことは聞いておりませんが、教育委員会としましては、8人の方から興味を持って、関心を持って回答していただいたと、そのように考えております。

○議 長

山口議員。

○7 番

正確な判断って何なんですか。別に、子ども全員が残してくれって言ったって、それは当然、今部長言ったように、子どもの立場から言えば当然残してほ

しい施設ですから、そういう答えが返ってきます。ただ、それも判断材料の一つじゃないですか。何も、子どもが全員残してほしいと言うてるから、じゃあ残しますというふうにならないのはもちろん分かりますから。ただ、私が言いたいのはね、当然学校通じて、PTAにだってできるし、今、町は毎年か何年かに1回、まちづくりのアンケートをやってるでしょう、抽出して。今やってるじゃないですか。11月末までやったかな。だから、そこにそれを入れるとかですよ、それだってできるわけじゃないですか。そこでも意見もらえばいいじゃないですか。軽々に、そんな判断すべきことですか。私たちが初めてこのプールの廃止の案件を聞いたのは今年の2月でしたか、緊急財政健全化計画の素案の中で、最初そういう方向で検討してるというのが出ました。検討してるですよ。それが今年の2月。3月に緊急財政健全化計画を町のほうがまとめて、それは行政としての方針。それを、まだ廃止と決めたわけじゃなくて、その方向で検討する。だから、今日の最後の説明でもそうでしょう。この点を踏まえて、廃止の方向で検討していくと、ここでもまだ検討していくと書いてある。でも議案で出てるわけや。要するに、ここの条例のウォーターパークの部分を全部なくすわけだから、当然、条例上、プールはなくなったことになるわけね、来年の4月1日からは。建物や施設があるけども、取りあえず、町の施設としてはもうそんで廃止ということになるわけでしょう。そんな軽々にやる必要があるの。たまたま今年も去年もコロナの関係で開催はしてないわけだから、もうちょっと時間をかけて考えるというのは、私は大事なことだというふうに思うんですよ。そのことは言ってます。

ほんで、何でその学校を通じて父母に意見聞くとか、今言ったように、まちづくりのアンケートでそれを項目に入れるとか、入れてたんですか、いや僕には当たってないから知らないけど、そういうのが来てるというのは聞いてますから、当然今返事返ってきて、これからまたまとめるんでしょうけど、その点どうなのかということ。

それから、それとちょっと腹立ったのはね、この説明の中に、行政として赤字を出しても必要なサービスはあるが、ウォーターパークは赤字を出しても存続させる施設なのか、この点を踏まえて廃止の方向って書いてある。だから、この施設は赤字になったらもう使ってはいけない、赤字になったら存続させるべきでないというのが町のここに書いてある考えなんや。本気でそう思ってるの。本気でそう思ってるんですか、町長。もちろん、そらみんなそうですよ、ないよりあったほうがええというのは絶対そう。でも、廃止せざるを得んというのが、町の説明は財政と、ほんで利用者が減ってきたと、その二つでしょう。でも、それ以外にやね、赤字でも存続させる施設なのかってこういう書き方、

これが本音ですか。本当なら残したいけど、じくじたるもんがあるというならまだ分かるけども、そうじゃないじゃないですか。赤字でやるべき施設かって書いてるわけや。今の規模でどうかとか、そんなことは私はもっと考える必要があると思う。でもね、町営プール、そう簡単になくしてええのかというのが本音ですよ。それをだから最初に、1960年代の平群町の、要するに大阪のベッドタウンとして人口が増えてきた時代からの流れを見ればね、たった27年、やっとできた施設を簡単に潰す。潰すのは簡単やけど、今度は再建できませんよ、なかなかそなん。造るのにあれだけ苦勞して、今の施設が立派過ぎるというのもそりゃあるかもしれない。じゃあどういう形で残すんかということだって考えるべきじゃないですか。それは、この前の全協のときにもちょっと言ったと思うけども、だから、そこを考えずに、何でそんなに急いで、そこで出てくるのがさっきの森田議員の質問に、答弁よう分からんかったけど、県の意向か。それしないと1億5,500万円、無利子で貸してもらえないのか、県が廃止しろと言ってんのか、住民にはその辺、きちっと説明する必要がありますよ、本当にそうなら。さっきの答弁はそうじゃなかったですよ。町として全体的に考えてということですから、別にそれを廃止しなかったって県が1億5,500万貸してくれないということじゃないでしょう。ただ、検討する方向でずっとこの間来てるわけやから、検討のまま置いておけばええじゃないですか、今のところ。もうちょっと様子見て、規模の縮小で、せめて子どもたちの遊べるプールと若い人たちが泳げるプールぐらいを残すというような方向だって検討すべきだと思うんですが、その点についてはどうですか。

○議長

教育部長。

○教育部長

まずですね、このウォーターパーク廃止の件について、今6次総のほうでまちづくりアンケート等々がされておりますけども、その中に入っているのかということの質問でございますけれども、私もそのアンケート、回答はさせていただいたんですけども、そのような内容は入っておりません。大きく、今後10年間の平群町のまちづくりアンケートということなので、アンケートの内容を見てみますとですね、ウォーターパークの廃止というような個々、個々について具体的な内容を問うているということではなくて、カテゴリー的に言えばですね、大きく、社会体育の増進とか、社会教育の推進とかそういうような観点でアンケートされていると思っておりますので、そのまちづくりアンケートの中にはそういうようなことは入ってございません。

それとですね、ウォーターパークの廃止についてですね、今軽々に判断すべ

きではないのではないかと、そのような意見であったかと思えます。我々が本日提案させていただいている理由につきましては、先ほども申しましたけども、やはりですね、近年の利用者数の減、平成22年度で3万人程度の利用者数がございましたけども、直近の令和元年度のほうでは1万9,000人と、非常に利用者が減っている現状でございます。これにはですね、コロナの影響とか天候の不順の関係とか、いろんな要素があつてですね、各年度、ちょっとばらつきはございましたけども、結果的に令和元年度では1万9,000人まで利用者数が落ち込んでいると。もちろんこれには、先ほどおっしゃられましたように、メンテの影響等もありまして、ウォータースライダーが3基のうち2基が使えないとか、そういうような原因もあるのはあるかと思えます。ただ、我々としては、そのような状況、利用者数の減とか、緊急財政健全化計画の中で多額の更新費用をかける、そして今、県からもまた重症警報を頂いておりますけども、そういうような財政状況なども総合的に勘案させていただいてですね、今回ですね、廃止に向けて提案させていただいたところでございます。

○議長

山口議員。

○7番

どっちにしたってね、もうちょっと住民の声を聞くというのが非常に大事なんですよね。だから、赤字を出してまで存続する、そこんところは答えてないから、それは町長が答えてほしいけど、そういう考えですか。赤字を出してまで必要な施設ではない、それは町の考えですか、町長の考えですか、その点は後で答えてくださいね。

先に言っておきますけど、今平群町の人口構成、当然御存じやと思えますが、さっきも言いましたように、先月末の住民基本台帳人口は1万8,579人。このうち、15歳未満の年少人口は1,834人、全人口の9.87%です。この間、平群町は現役世代がどんどん減ってるということは、この議会でも何回も私も言ってきました。さっきも言ったように、23%から25%減ってるんです。16歳から64歳までの人口の減り方が半端じゃないんです。高齢人口は増えてるから、それも75歳以上が今どんどん増えてて、もちろん団塊の世代がみんな75歳以上になってますから、年少人口の比率が今9.87、11月末でね、もう10%切ってるんですよ。全国的には大体十二、三%、近隣では、斑鳩が2年ほど前は14%ぐらいありましたけど、今ちょっと下がってるかわかんないですけど、もう全然数字が違う。平群町はどんどん減ってるんです。だから、例えば13年前の2008年の2,416人で11.7%やったんです。5年前が、さっき言ったように2,122人で10.95%なんで



す、人口に占める比率が。もうそれが9.87まで下がってる。この現状をどう打開するかというのが大事だから、子育て支援なんかでも、平群町としてはいろいろやってるわけじゃないですか。当然、プールなんかもその一つなんですよ。

そこを考えた場合に、そう簡単に廃止するというのはどうなのかと。やっぱり長期的に考えて、住んでよかったと言える、特に若い人たちにとってもですね、平群町に来てよかった、住んでよかった、そういう観点からも考える必要があるんで、すぐ来年再開しようとか、そんなことではもちろんないですし、もちろん多額の経費が、5億かどうかは別にしてですね、きちっと精査したらどれぐらいかかるか分かりませんが、もうちょっとしっかりその辺、検討すべきではないかというふうに私は思うんです。全然検討したように見えないわ、今年の2月からこっち。もう廃止で突っ走ってるだけじゃないかというふうに思う。廃止やったら別に何も検討する必要ないもんね、廃止って決めたら。だからそこんとこで、私はだから、さっきのここに書いてあるこれに対する町長の見解と、あと三、四年後、すぐにでなくても、再開できるような含みも残してやるべきだというふうに思いますけど、この点について、町としての、町長の見解を聞かしてください。ほんで、私はもう1回アンケートを取り直すべきだと思いますよ。

○議長

総務部長。

○総務部長

町長の見解ということなんですけども、ウォーターパークは赤字を出しても存続させる施設なのかということ、おっしゃるとおり、なかなかそう簡単に潰すというのはどうかということもございます。ただ、今、町の財政というのは重症警報が出てるということで、何も財政だけで答弁するわけじゃないんですが、ここに改修費用が5億円、これ概算ということなんですけども、もう少し精査すると増えるのか減るのか、これちょっと分からないんですけども、やはり今、緊急財政健全化計画で、経常収支比率を5ポイント下げなさいと、これは県からも言われてるところなんですけども、県が廃止しろとそういうことではございません。最終的には町の判断ということございます。1年、2年延ばしていくということになれば、さらにプールのほうは老朽化していくということもあろうかというふうにも考えております。そんな中で、仮にこれ5億ということで、もう少し引き延ばしていく中で、7億、8億と伸びる可能性もあるということで、一定早いうちには判断していかなあかんという考えを持っておりました。そんな中で、内部でも協議しながら、最終的に改修していくと

いうのはちょっと、財政的にも今後しんどい、難しいという判断という中で、本日の条例提出という形になったということでございます。

○議 長

山口議員。

○7 番

今年の2月に出した時点の平群町の財政シミュレーションと今のシミュレーションは全然違いますよね。それも判断材料にしたんですか。してないでしょう。今年の2月の時点で何て言ってたんですか。昨年度の決算見込み、実質単年度収支で3億400万の赤字って言ってたじゃないですか。それが実際は4,000万の黒字になったわけでしょう。だから、3億5,000万近く変わってるわけよ。ほんで、去年も今年も基本的にほとんど事業してないわけですよ。事業をしてないと言うと言い方がおかしいけど、要するに新規事業、一般財源がたくさん金のかかる事業はほとんどしてないから絶対黒字になるんですよ、そんなん普通にやれば。何もせんと黒字にならんかったら、もう行政としてはやっていけないわけだから。今までいろいろ事業があって、その中で赤字になったりしてたわけですからね。だから、もうちょっと我慢すれば、何も廃止せんでもやっていけますって。それぐらいの判断できるでしょう、町長。だから、本当に何が大事かということ。子どもたちにとってもそうだし、若い親にとっても、人数が減ったりしてるというのはあるでしょうけども、何もそのままの形で残すんじゃないくて、規模を縮小してでもいいからやっぱり残すべきだというのはね、多くの、私は若い親たちの願いだと思いますよ。その声も全然です、1か月ほど広報とホームページに載せただけではね、私は不十分だと思うんですよ。ほんで、この前町長にも議長宛てにも、若いお母ちゃん方から要望も出てますけどね、やっぱり平群にとっては宝の一つなんです。特に子どもたちの夏の過ごし方という点で言えばね。だから、そこのはちょっともうちょっと考えていただきたい。それでも廃止するって、もう議案出してるわけやけども、だから、私は町長がじゃあこの問題をどう考えてるのかちょっと答えてくださいよ。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、山口議員の質問にお答えさせていただきます。

平成5年の7月にオープンして以来、27年間、本当に、平群町ウォーターパーク、多くの住民に親しまれてきた施設であります。ところが、近年は老朽化がひどく、入場者数も減少しております。今後、プールを安全に運営してい

くためには、機械、設備の全面的な修理、改修が必要となっており、多額の費用が発生します。また、運営につきましても、プールの事故は命に関わる大きな問題であります。施設の老朽化により、利用者の安全、そして安心を確保するためには、これは改修については必要不可欠だと思っております。利用者の安全を確保して運営していくのが本当に厳しい状況にあります。平群町の現在の財政状況を鑑みれば、プールを維持していくことには大変厳しい状況にあります。私としても、長年町民の皆様にご覧に親しまれてきた施設であり、閉鎖せざるを得ないことは非常に残念であるというふうに考えております。平群町の財政状況、緊急財政重症警報が出されております。将来負担比率、これが221.8%、これは全国1,700ある自治体の中でワーストスリー、本当に150億の借金というのはかなり大きく町にのしかかっております。今年度も、その将来負担を減らすために、繰上償還等を行いながら財政の健全化を図っているところでございます。確かに、なくすということは本当に心もとないんですけども、財政運営上、これはあくまでも仕方がないのかなというふうに考えております。

以上です。

○議 長

ほか、ございませんか。井戸議員。

○4 番

ちょっとね、今聞いてましても、すごい町の方針も分かるところはあるんですけど、何でしょうね、説得力というのがもうひとつ、ここぞというキーワードが何かぼやけてるんですよね。例えばなんですけども、まずちょっとその前の確認で、今さっき山口議員から、財政担当で費用対効果、要は、廃止したとき、600万と出ましたよね。少なめに言ってませんか、例えばですけど。説得するならちゃんとした数字を出さない。だって、このほかに修繕費かかりますよね、続けるなら。修繕費が600万って言ったら、もうその時点で600、600で1,200万かかりますよね。何でわざわざ少なく言うのかなと、僕らからしたら不思議で仕方がないんですけども。

ほんで、普通の一般の方々を残してほしいという思い、それは私たちもあります。しかしながら、財政状況がこの状況でって言うてるんですけども、伝わってないのではないかな。山口議員もおっしゃられましたし、議会と町長にも16人の方々、お母様方が実際残してほしいという要望書が来てましたけども、じゃあその方々にきちっとした情報が伝わってるのか。例えば、5億何千万のお金がかかって、年間1,200万、これ必要ですよという、こういうのが一般の住民の方に伝わってるのかなというのがあるんですよね。だから、我々議

員としてもですね、言うなれば、町民の嫌がることをするわけですし、町としても本当はやりたくないけど、もうやめざるを得ないのかなというところがあると思うんですね。であれば、もうここは重症警報とか、将来負担比率が何百パーとかそんな言うても一般の方には分からないんですよ。いかに多くの方にいろんなことを知っていただくかと考えると、やっぱり実際にもう修繕費が5億5,000万ほどかかります。下手したら、今物すごい工事費が上がってるので、びっくりするほど上がってるんで、この金額でいけるのかって僕やったら思うんですけども、今後こんだけかかりますと。10年間でもう10億近くかかります、それでも存続したいですかというような質問をきっちりされたかどうかなんですよね。多分そこを隠してる、言いにくいことは分かるんですけど、そこはやっぱりある程度の情報を提供してあげないと、やっぱりちょっと住民さんとしても、これ、例えばこんだけかかるけど、それでもやってほしいという思いなのか、いや、こんだけお金かけてやったらさすがに無理やろうと思いはる人は何%いてるのかによってもデータが変わってくると思うんで、知らないお母さん、多いんじゃないかなと思うんですね。

残してほしいのは、皆さんそうなんですよ。でも、現実僕らもこれを見てるとそう思うので、そこはやっぱりきちんと説明ですよ。情報出しにくいと思いますけど、そこはやはり、もうあえて出してですね、住民の方々に理解を得ていただくというのがいいと思うんですけども、その辺は今後も含めていかがでしょうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

それでは、井戸議員の御質問にお答えさせていただきます。

すみません、先ほど説明不足で申し訳なかったんですが、先ほどの部分につきましては、緊急財政健全化計画で1,000万削減する中でのウォーターパークを閉鎖した額ということで御説明させていただきました。

確かに、おっしゃるとおり、こちらでもありますように、一定、オープン、再開するにはこちらの約5億等の費用がかかると。そして、運営していくに当たりましては、毎年度、やはり老朽施設でございますので、修繕料等が重なっていくと。その額につきましては、今ここでお述べすることはできないんですが、そういった形で運営するには相当の費用がかかっていくかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

教育部長。

○教育部長

井戸議員の質問について、教育委員会のほうからもお答えさせていただきたいと思います。

財政的な話ですね、一般のお母様方に言ってもなかなか分からないんじゃないかというような御質問でしたけども、確かにそれはそうかなと思います。ただ、財政的な面で言えば、今平群町のほうが、令和3年度から7年度の緊急財政健全化計画を立てておると。その中の早期集中プラン、令和3年度から令和5年度までの早期集中プランの中において、ウォーターパークの廃止を位置づけて改革に取り組んでいると。そういった取組の中でも、今回提案させていただいているところがございます。そして、財政の件は全く別じゃないんですけども、やはり本当に心情的に残してほしいと、その辺のことは十分理解しているんですけども、やはりどういう形で仮に開場するにしても、やはり利用者にとって一番大事なのは安全面やと思うんです。その安全面が担保できなければ、我々としてもなかなか開場することはできない。防滑シートを改修するだけでも当然数千万円の費用がかかっております。その数千万円の費用はですね、この早期集中プランの改革の中でですね、当然お金としては全く出せない、ということではないかと思うんですけども、今の緊急事態宣言の中でですね、夏休み40日間の開場にかけられるのかと、そのような観点から見たときに、やはり我々としては廃止の提案をさせていただこう、ということでお理解をお願いしたいと思います。

○議長

井戸議員。

○4番

あれですよ、僕が言いたいのは、廃止の提案は分かるんです。ただ、それを皆さんに分かるように具体的に、よく小学校の先生とかでも研修でも言いますが、子どもたちに分かってもらおうと思ったら、やっぱり難しい言葉では駄目なんです。そういう意味で、これはお願いなんですけど、例えば広報で、例えば廃止が何でこうなったのかと言ったら、例えば、この金額をばんと載せてもいいわけですよ、ざくっとこだけかかりますと。広報じゃなくてもいいですけどね。ただ、ホームページなんて誰も見ないですから、そんなしれてます、広告効果なんてね。やっぱり、そういう皆さんが見るようなところで、これで教育委員会も財政当局も頑張ったけども無理だったって、実際そうなんですからね。実際これも廃止せざるを得ないというぐらいの金額なんです。じゃあそれを具体的に、具体的に金額って多分出してないと思うんですよ。1

0年で大体七、八億かかります。何千人で割るんですかって話ですよ。単純に計算したら、例えばですけど、これ、人口割で課税所得者が例えば5,000人、5,000世帯あったとすればですね、5,000世帯で5億。5億と言うたら、1世帯当たりどんな方からでも10万円取るのって話ですよ。そんなの不可能ですよんかという話が論理的に成り立つわけですよ。そういうことを言わないと。だから言うたのは重症警報とか、やっぱり分かりやすい言葉じゃないと、重症警報ぐらいじゃ皆さん分からないと思いますよという意味で言うただけなので、要は町の方針がどうかというより、広告というか納得ですよ。納得してもらうためには、言葉を換えて分かりやすくのほうがいいんじゃないかという意味で提案させていただきました。それだけです。別に答弁はもう結構ですけど。

○議長

稲月議員。

○5番

私は、山口さんがたくさん質問をしてくださったわけですがけれども、まずね、やっぱりお母さんたちや子どもたちに聞いたら当然残してほしいというのは当たり前やというような、今、議員の中からも質問がありましたけれども、その意見を全然集約できてないというのは非常に問題やというふうに思っています。私も、3月議会で一般質問をさせていただいたときに、子どもさんたちが通う小学校やこども園なり、そういうところで、子どもの意見並びに保護者の意見、そのところを一番利用されるところの生の意見をたくさんやっぱり聞いてほしいと、必ずそれをやってほしいというふうに提案をさせてもらったわけですがけれども、そこについては一切してもらえなかったというのが今回ですよ。

されたのが、何度も言われてるように、パブリックコメントを取ったというね。取った結果が、ここに人数も書かれてない。ただ、どこの大字で男の人が言うたとか女の方が書いてたというふうにしかなかった。非常に曖昧な集計やなというふうに思うんですけども、こんだけの人数しかパブリックコメントで返ってこなかったというね。いやもうほとんどの人たちがそんなんあったん知らなかったっておっしゃってるわけです。知ったのがもう終わった後やったとか、最終ぎりぎりやったとかね、そんなんで大慌てで意見を別途出したとか、そういう親御さんもいらっしゃるわけですけどもね、やはりこのホームページをもってパブリックコメントというのは、全町民になじむことでは、今はまだなっていない、それほど普及してないという状況が現状あるというのがはっきりしてるわけですよ。そんな中では、子どもと保護者に直接的なアンケートを取るといって、そういうことを欠かしたということは非常に大きな、私はこの

意見聴取については欠陥やったというふうに思ってますし、それはもう一度、山口さんもおっしゃいましたけれども、やり直し、必ずやってほしいというふうに思います。

それとですね、この改修費用が先ほどからずっと5億円、5億円ということですね、非常に大きな数字やから、もうそれはしゃあないやないかと、廃止するのは当然やというふうな論議がされてるんですけども、この改修費用についても、どれだけの業者の方に改修、これだけ見てもらって、本当にこれだけかかるのか、何社の会社に見積りを取られたのかね。やっぱり、もともとが廃止をするという前提にね、改修にはどんだけかかるんやということでもらってるん違うかなと私は疑ってかかりたくなるような、今の御答弁であればそういうふうにしか思えない。いかに安全できちっとした改修が、どれだけの費用がかかるんか、それも安くしてもらえるところはないのか、その辺の探りなんていうのは全く入ってないん違うかな、どうなんやろうかというのが一つあるんで、そこは御答弁いただきたいなと思ってますけどね。

本当に、これは町民のお一人ですけども、結構こういうお仕事に携わっておられる方からの意見ですけども、こんなに絶対かからへんというふうにおっしゃってます。どう考えてもこれはおかしいというふうに考えておられる業者関係の町民の方もおられるわけでね、そこはもっと丁寧にやっていただきたい。だから、もう廃止ありきと、これは条例改正出てるから、廃止するための条例やから、そういう方向でしか考えられへんのか知らんけど、それは変えてもらえへんかったら困ると。何のために公営でやってきたんやというところですね。年間使用料と経費を比較したら経費のほうが非常に多くなると。だから、これは経営をしていくにはふさわしくないんやというね、だから廃止をしていくというようなことをおっしゃってるわけですけども、私はこれはもともとやっぱり子どもたちの健康の問題、夏場、屋外のプールで元気よく使ってもらう。それから、子どもたちだけではなく成人も含めてね、そういう施設が必要やということで作られてきた施設であり、赤字が出たら即やめようという、民間企業のこれは考え方ですよ、経営の在り方ですよ。いや、何のために公営でやったんかというね、そもそものところをやっぱり考えていただかなければならないし、絶対これはおかしいなというふうに私は思っています。

もう1点は、近隣のことなんですけど、あちこちで閉鎖されているというのも知ってます。民間の屋外プールも全て廃止になってきましたよね、この間ね。子どもたちは、そしたら夏場どないすんのと。プールに行かれへんやないかということになるわけですよ。もうこの暑さの中で、やっぱりこの2年間、コロナでなかったから、それは仕方ないにしろね、大阪でも東大阪のプールもも

う既に屋外プールはなくなっています。そんな中でもね、やっぱりこの平群、山を越えて平群に夏場の潤いを得るためにわざわざ来てはる人たちもたくさんいらっしゃるわけでね、そんな人たちも本当に宣伝とかね、いろんなことをすれば、一定の入場者というのは得られるわけですし、全部が全部開所する必要はない、最低限のところでもまずやり始めると、そういう選択も含めてやってほしいというふうに私も3月議会でも言いましたけどね、そういうことで、これやったら何ぼかかるといふ、ここに競泳プールだけとか、配管やったらこんだけというふうに、一応見積りみたいなものを入れてくれてはるんですけども、この辺も含めて、再度やっぱり検討してもらおう、それと意見を聴取をするということだね、私はやり直しをしてほしいというふうに思っておりますので、御答弁をお願いします。

○議長

教育部長。

○教育部長

ただいま議員から数点にわたっての質問頂いております。

まずですね、住民様の意見を再度取るべきではないかというようなことでございます。

これについては、先ほど井戸議員のほうからも、もっと分かりやすく、優しい言葉で聞いてはどうかというようなことで御質問もございました。この意見聴取の件ですけれども、先ほど説明資料のほうでも述べたところでございますけれどもですね、やはり意見については賛否両論が出てくるかと思うんです。仮に改修費用がこれだけかかります、町の財政状況がこうですと、そういう非常に分かりやすい言葉でお聞きしたとしてもですね、やはり残してほしいという意見も出てきますでしょうし、やはり利用者数の減とか、そういった状況も見てですね、新たに活用すべきというような意見も出てきます。やはり賛否両論の意見が結果的に出てくると、そういうふうに思っておりますので、改めて意見を聞くというような考え方については、今のところ持っておりません。

それと、改修費用の件です。

本日の説明資料で5億4,000万程度と、そういうようなことで示させていただいております。これは、プールのメーカーのほうにお聞きした内容ですけれども、あくまでも概算でございますので、実際もっと精査すればですね、正直なところ、これぐらいまではかからないんじゃないかと、ちょっと素人考えですけれども、5億4,000万という数字はあくまでも概算ということで御理解願いたいと思います。

それと、近隣の公営プールの状況についても御質問いただきました。



先ほども説明しましたように、県内でも多くの公営プールが廃止、休止の方向で進んでおります。桜井市の芝運動公園プール、非常に大きなプールなんですけども、こちらもちろ老化が非常に著しくて、安全面の確保が非常に困難ということで、廃止の決定もされております。また、香芝市の総合プールにおきましても、これもやはり老化の問題で安全面の確保が困難と、こういうことでの廃止でございます。続けて言いますけども、五條市に上野公園市民プールというものもございますけども、こちらのほうにつきましても、利用者数の減少と老化によって、安心してプールのサービスを提供できないと、そのような判断からですね、廃止というふうな形で検討されておるところでございます。橿原市の総合プールについてもですね、改修費用の件とか安全面の確保の件で、令和3年度は休止されたと、そのように聞いております。

最後にですね、部分的にでも改修して使ってもらったらどうかというような意見もございます。そういった意見もございますけどもですね、当然プールというのはろ過機とかポンプ類とか、非常に大きなポンプ類が地下に隠れておまして、そのプールで複数のプールを複数のポンプとか水を流してるとか、稼働しておるとかというようなこともございますので、一部だけを残して営業するというのは非常に効率が悪いとか、子どもたちにとって興味が半減するとか、というようなところがございますので、部分的に開場するとか、そのような考え方は持ってございません。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。森田議員。

○8 番

今のプールの件ですけどね、教育長、小学校、中学校のプールの活用もですね、これを契機に、廃止するんであればですね、御検討をぜひともいただきたい、それはちょっとお願い事でございます。

もう一つお願い事ですけども、山口議員からですね、人口が非常に減ってるということでですね、今議会で私も一般質問をさせていただきたいと思ってるんですけども、この人口ビジョンを町がつくられたわけですけどもね、本当にね、この将来展望の2040年の1万5,000人、2060年には1万2,200人という数字出されてるんですけども、こんなんもう到底無理でしょう、今の人口減からいけばですね。私のあれではですね、40年には1万2,000人、60年にはもう1万人切ってますね、現状の推移でいけば8,000人ぐらいに私はなると思いますよ、今の状況であれば。だから、私はこのプールを契機にですね、町の在り方、施設の在り方を検討していただきたい。もうこれは急務だと思うんですよ。

私もよく図書館をのぞくんですけどね、利用者が少ない。思ってるより少ない。私が思ってるよりですよ。皆さんどういふうに感じておられるか知りませんが、本を借りに行ってもですね、人がばらばらしかいない。こんな状況がほかの町の施設でも今後起こり得る可能性があると思いますので、これを契機にですね、町の施設の在り方、そういう町のやるべきごみとか水とか、そういう問題も含めて検討していただかないと、本当に私は大変なことになると思いますので、町長、ぜひともこれを契機に、町の施設の在り方、町の在り方を含めて御検討をお願い申し上げます。答弁は結構でございます。

○議 長

質疑、ほかございませんか。馬本議員。

○12番

このプール、平成5年、私自身が議員になりましたのが平成3年でございます。この総合スポーツセンター建設に当たって56億円、その当時、予算でなかったわけでございます。非常に私にとりましても残念なことであります。しかし、先ほど町長並びに部長がおっしゃっておられますように、行政の施設におきましては、使用する場合、無料であれ、使用料を徴収するであれ、安心・安全に住民が利用していただくことが基本でございます。果たして今までの経緯、いろいろちょっと調べさせてもらいましたけど、ウォーターパークに対する、今まで収入、支出の中で、施設の工事並びに修繕費、500万、600万、多いときで1,600万を町から出しているわけでございます。果たしてそれが正しかったんかなと、非常に私は反省しています。

というのはね、もしもやる気があれば、財政があれば、令和2年にコロナで休園しております。その当時から、普通は工事費の予算は計上されてね、全面改修するような予算を組むのは本意なる予算の立て方と違うかな。わしはそう思いますよ。まして、令和2年、令和3年、休園になりました。令和4年、これはこの間も言いましたけど、令和4年度の当初予算計上されても、工事費5億円は執行できません。ということは、令和2年、3年、4年、これは完全なる休園になるわけでございます。より一層施設は老朽化し、先ほど出ましたけど、改修費が増額する見込みになるわけでございます。遅れば遅れるほど、待てば待つほど改修費はかかるわけでございます。

このウォーターパーク、これに対して、一番メインは、僕、その当時を今思い出してんけど、ウォータースライダーってあるでしょう。3基あんなねん。あの当時、1基1億円しました。まだ覚えてます。3基、たしか3億でした。果たしてそれを皆さんは、その当時ですよ、そういう施設が行政ではなかったわけ。なかったけれども、画期的な一つの施設であったんで、たくさんの方も利

用していただきました。しかし、27年、今たちました。先ほど報告がありましたように、3基のうち1基しか使用できない。ということは、その当時、最初からもっと大きな金を計上されて、全面改修、5年も6年も前からされたいんじゃないですか。けれども、皆さん、議員さんも恐らくそう思っておられたけども、財政厳しい。平群町は150億というぐらいの起債がある。大変。そこで、そういうふうなウォータースライダー、全面的なプールの改修、その当時は3億したんか5億したんか、まだその当時の見積もりは分からないけども、そういうことは皆望んでたと思います。議員さんも行政も一緒やったと思います。しかし、財政厳しい、そういうことで一般財源できへんということで、皆さんは黙っておられたと。僕も黙っておりました。しかしね、今回これを再開する以上はね、前とちょっと違う。何でかというと、先ほど言うた安心・安全な、利用者がけがしたら大変、一部改修では済みません。そういうような施設を構築せねば住民が使用していただけない。今の緊急財政の状況の中で果たして可能かな。僕は、皆さん議員さんもそれはしんどいと思ってはりますよ。私も思います。けれどもね、町長そこでね、一つの案で先ほど聞いてましたけどね、森田議員がちょっとおっしゃいましたけど、小学校、中学校のプールはもっと充実するんやと。まして、こども園も充実していこうと。まして、隣の三郷町、今は三郷の住民しか御利用できないけども、町長として三郷町へ、平群の住民を利用させていただけないでしょうかというような要望もしていきたいというような答弁は一切聞いてない。それはやっぱりね、町長、住民に対してやっぱりそういうサービスをね、隣のところもお願いする、これも大事だと思いますよ。

プールは、今言ったように、中学校、小学校のプールをもっと充実してくださいよ。施設をもっときれいにするとかね、そういうふうなことはやっぱりしてやってくださいよ。僕は一番それが大事と思います。

それで、こんなん答え出てんねけど、僕自身はね。本当にやる気あったら令和2年からやったらよかったなと。全面改修するべきやん。誰も言わへんやん。今年の2月ですか、この提案、行政な、話された。そこで知っただけという話もあった。けれども、私は一部知ってましたで。わしは前から一般質問をしとったんやからな。このプールの件と違いますよ。総合スポーツセンターのグラウンド、人工芝にしたらどうやのという提案もいろいろさせてもらいました、いろんな中で。待てば待つほど老朽化するんや、待てば待つほど住民の血税を使わなければならない、使う金がない、大変、どうしますかって、廃止せざるを得ん。僕自身、僕は平成3年に議員としてこのスライダー、ウォーターパーク、総合スポーツセンターを議決した。私は賛成しましたよ。その責任者の1

人として非常に反省してます。なぜって、もっと早うから修理代を、全面改修を訴えてなかったということは私自身は反省してますよ。けれどもね、もうここまで至った以上、あとは三郷にお願いするとか、公共施設、小学校、中学校、こども園のプールのより一層の充実をお願いしたいというふうに思いますけども、町長は三郷町の町長にもまたお願いしてほしいなと思いますねけど、そこら辺の点どうですか。

町長、言うておきませ。利用される以上は、安心・安全な、住民にとっては、施設の構築は絶対必要ですよ。ええかげんな1億かかります、2億かかりますの修理できあきませんよ。全面改修する、そのぐらいの気持ちでなかったら、利用してもらったら私は困ると思う。今でも、わしも行くことを一部控えたり、何百万と予算、決算でおっしゃってますやん。ああ情けないなど。情けないのは何や、金がないんや、平群町は。というのも踏まえてね、町長、住民にやっぱりね、夏休みにプール行きたいなというふうないろんな家庭もございますが、その点、ちょっと町長、どういうふうに、三郷の見解、いろんな見解についてちょっとお答えいただけますか。

○議 長

町長。

○町 長

それでは、馬本議員の質問にお答えさせていただきます。

確かに、プール、住民の皆様にご利用していただこうと思えば、やっぱり安心・安全でなければ利用していただくことができません。他県ですけども、流水プールで事故があって、その施設の利用を許可したことに対して、担当職員が有罪判決を受けて職を失った職員もおります。このことから、運営するにはやっぱり安心・安全が絶対必要だと思っております。この財政事情本当に厳しい中、町が多額の改修費用をかけていくというのは本当に難しい状況であります。今、馬本議員から御提案いただきました三郷町ですかね、隣の三郷町にはそういうプールがあります。コロナ禍の中で、今現在は三郷町の町民のみ利用となっておりますが、この廃止の議案が可決されれば、三郷町長に対して申入れを行っていきたいというように考えております。

以上です。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。山口議員。

○7 番

本条例改正案については反対をいたします。

質疑でいろいろ明らかになりましたけれども、ウォーターパークというか、私は町営プールという言い方でええと思うんですけども、住民が本当に待ち望んでできた施設でした。子育て世代や、若者の定住にとってもですね、私は欠かせない施設だというふうに思うんです。特に、ほとんどの住民、利用頻度の高い子どもたち、その保護者の意見も十分聞いていない。聞いても賛否が分かれるんだから無駄みたいな答弁でしたけども、それは違いうだろうと。いろいろな意見を聞くというのが本来大事で、その中で納得して、どちらになるにせよですね、納得するということが大事にもかかわらずですね、そういうことをせずに軽々に決めている、そこが本当に私は町政運営上、問題だというふうに思います。

また、今後のまちづくりからもですね、ちょっと提案もありましたけども、三郷町という提案もありますし、小中学校のプールというのもあるんでしょうけども、ちょっと使い道が全然違うわけですから、私は町営プールとして、どういう形になるかは別にしてですね、町としても、代わりにこういうものをしていくという代替も含めてやっていく、そういうことも大事だと思うんですが、それ全くなしに廃止すると。今日もやっと言われてですね、三郷町との提携とか小中学校のプールというのが出てただけであって、町行政自身としては、最初全くそんなことも考えていない。そういう中での、一方的にですね、一方的にというか、ほとんど住民の声も聞かずに廃止の条例改正案を提案するというようなね、私はある意味暴挙というか、住民軽視も甚だしい。そういう意味からもですね、断固この改悪案については反対をいたします。

○議 長

ほか、討論ございませんか。岩崎議員。

○1 番

議案第44号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論させていただきます。

議案説明の中で、ウォーターパークは開場以来27年が経過し、リニューアル時期に来ているが、利用者数が減少傾向であり、かつ、リニューアルには多額の経費を要するとのことでありました。また、ウォーターパークの在り方について、本年7月に住民の皆様にご意見を募集をされ、やはり残してほしいという

声がある一方で、最小限の改修費用で改修する、現状を生かし、維持管理が容易で安価な施設に利用するなど提案があったことも説明していただきました。内容的には、心情的なもの、利活用に向けた現実的な意見など、賛否両論があったところでございます。私も、ウォーターパークを残したいという気持ちはありますが、住民の皆様が安全・安心に楽しんでいただくための改修費に、概算ではありますが、5億4,000万の費用がかかるとの説明もありました。心情面から残してほしいという思いは理解するところではありますが、開場するに当たっては、利用者にとって一番大事なのは安全であります。安全が担保できなければ開場はできません。

平群町の財政状況を見てみますと、令和2年度に引き続き、令和3年度も奈良県より重症警報が発令されております。この事態を早急に改善すべく、ウォーターパークの廃止については、利用者の減、多額の更新経費、財政状況等を総合的に勘案する中で、緊急財政計画に位置づけられたものであり、早期集中プランに位置づけられた見直しであります。奈良県の財政支援を受けていくためにも、県との信頼関係においても、ぜひ計画どおり実行していただきたいと思っております。

そして、今後の利活用については、様々な研究、勉強を積み重ね、できるだけお金をかけないと同時に、住民の皆様が喜んでいただける施設に生まれ変わることを期待して賛成討論といたします。

以上です。

○議長

ほか、討論ございませんか。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第44号について採決を行います。

本案について、可決することに賛成の方は挙手願います。

賛成者挙手

○議長

挙手多数であります。よって、議案第44号 平群町体育施設条例の一部を改正する条例については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第 8 議案第 4 5 号 平群町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第 4 5 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第 4 5 号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第 9 議案第 4 6 号 損害賠償請求控訴事件の和解について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第 4 6 号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○ 7 番

全協で聞いているから、そんなに言うこともないんですけどね、でもどっちにしてもね、買収1回して、結局県が買収したのが町の公社だということですけども、結局2度払いということになるわけですよ、結果としてね。何でそのときに、何回言っても一緒なんやけど、ちゃんと登記とかそういうのが、農地とか山林とかいろいろややこしい問題もあってそのままになってたんだと思うんですけど、結局行政側の手続の瑕疵によって、その隙間をやられたみたいな話が1点。そこんところでどう考えてんのかね、県も町も。

もう1点は、じゃあ売ったほうの地権者って2回売ったということになるの、これ。そういうことになるわけでしょう。県に、町の公社にも売りですね、ほんで御堂開発にも売ったわけでしょう。ほんなら、この地権者の責任ってないの。いや、もう古い話でどうにもならんと言うんやろうけど、その辺についてはどうなんですか。

それともう一つだけ。県はこれ、今度これはあかんけど、当然県のほうも了解してるとは思うんですが、1審のときの和解案は県が半分持てということでしたけど、今回はそれもないわけやから、県にはお願いというか、話してるといことなんですけどね。半分、県が持つ気があるのかないのか。取りあえずこれ、裁判所のほうの和解は平群町だけですから、それで払うにしたって、あと、県から当然そういうことが行われるのかどうかね、その辺は実際のところどうなんですか。平群町は500万払ってもう終わってええわということなのかね。そうは思っていないでしょうけど、その辺も含めてちょっと。

○ 議 長

事業部長。

○ 事業部長

県、町の見解については、裁判でるる述べたところです。地権者の責任については、それも当然のことかなと思うんですが、基本的には、分筆登記ができなかったというのが原因です。その分筆登記ができなかったというのがですね、一つは、奈良県の用地買収においてですね、本来はその時点で分筆登記すべきであったわけですが、地籍調査事業なんかも予定されておりました、その中で一定整理がつくという思いが当然当時にはあったと思います。しかしですね、その地籍調査についてもですね、地域の中での境界がはっきりしない部分、あるいは、この件とは別の土地のことです、その地権者が地籍調査の結果が同意できないというようなことも多々あったようでして、そこは地籍が非常に混乱しているというような地域でもあったということで、正式な登記ができな



かった、これが原因だと。

それと、県のほうの財政的な負担で、この和解金については平群町が払わざるを得ないんですが、これについては、別途何か財政的な支援をお願いしたいというふうをお願いをしているところです。それは、はっきりこういった形でということで、お答えは頂いておりませんが、後々また協議していきたい。

それと、未登記部分について、今後のことについては、改めて奈良県のほうでも登記に向けて動いてくれるということで聞いておりますし、またそれについて、町のほうでも同じようにやっていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第46号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きます。

日程第10 議案第47号 令和3年度平群町一般会計補正予算（第7号）  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第47号 提案理由説明

○議長

大変御苦労さまでした。

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

何点か聞きますけども、今回の補正、基本的には公債費の繰上償還、これを除くと4,700万円という補正なんですね。三セクの償還額の減額も、これも踏まえればですね、7,200万円の歳入不足ということに、補正予算のですよ、要するに、歳出超過ということになるわけですけども、これ、当然先月、11月24日の全員協議会、そこでシミュレーションも出してもらってますけども、そのシミュレーションというのはこの12月補正も踏まえたものなのかどうか、その点どうですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えさせていただきたいと思います。

繰上償還とかそういった部分につきましては、財政シミュレーションには加味しております。ちょっと支出の部分とか詳細な分につきましては加味できてない分がありますが、大幅、財政シミュレーションでは対応してるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

そうであればですね、予算上の今年度の一般会計の実質単年度収支について、9月の補正後の収支は、9月議会でも言ったと思うんですが、2,300万円の歳入不足だったわけですね、補正後ですよ。今回の補正後の予算上の実質単年度収支は、今回の歳入不足に、これは繰上償還ということがあるんで、2億4,528万円が増えるということになるんですよ。その分、当然支出が増えるわけですから。ということは、実質単年度収支という言い方がいいのかどうかは別にして、今年度の予算上の収支バランスで言うと、約2億7,000万円の赤字と。要するに、現金が少なくなるということなんですけども。

一方で、全協のシミュレーションではですね、今回補正で計上した約2億円の公債費の繰上償還をしてもですね、実質単年度収支が1億1,500万円の

黒字とこう予測してるんですけども、これに変更はないのかどうか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、今回の補正予算の予算上ではそういった部分も出てくるかなと思いますが、今回、シミュレーションのほうにつきましては、一定、今は11月に策定した部分ということで、そのような形、シミュレーションどおりというふうな形では今考えておるところですけれども、今回につきましては、今回の補正もありますし、また今後、年度中に新たな補正予算、まだちょっと確定はしませんが、交付税の追加交付等があるというのも聞いておりますので、そういった中で、今後の決算見込み等につきましては、なかなか何とも言えない状況ではありますが、今現在そういった形で盛り込んでおります。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

いやいやいや、変わらないのかって聞いてんねん。変わらないんですかって聞いてんねん。変わらないの。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えします。

一定、シミュレーションの変更はございません。

以上です。

○議長

山口議員。

○7番

ただ、その実質単年度収支は変わらないけれども、ちょっとこの前初めて知ったんですけど、要するに、繰上償還って平群町はほとんどしてないから、借換えは何回かやってますけど、繰上償還はやってないから、その減った分についても、実質単年度収支では、これはほぼ2億円足らずですけど、2億円返したその2億円というのは、どっちかという収入とか黒字部分に入るといことだと聞いたんやね。そしたら、それをのければですね、実際、今のシミュレーションどおり1億1,500万の黒字になるということは、実際の収支

で言うと8,300万円の赤字になるということになるね、今の1億9,820万6,000円引くと。それはそういう考え方でいいのかな。

結局、じゃあそれが正しければ、8,300万円穴空くわけだから、昨年度、実質収支プラス基金で大体3億5,000万という数字やったと思うんですが、そこからじゃあこれ8,000何ぼ減るわけだから、当然、実際に今年度末、一般会計として残ってる金は2億7,000万程度になるということになるんやけど、2億6,000万から7,000万ぐらいになるということになるんやけど、それはそういう考えでいいですか。

○議長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

確かに、実質単年度収支につきましては、黒字要素として財政調整基金の積立て額、そして今回新たに地方債の繰上償還が黒字要素として上げられると。そしてまた、実質的な赤字要素ということで、財政調整基金の取崩しを控除したものであるという形で、実質単年度収支というのは表されていくというふうに考えております。

そして今回、山口議員が数字のほう、お述べいただきましたが、なかなか、今現在まだその数値等のはっきりした数字というのが、なかなかまだ出せてないような状況ではございますが、一定、繰上償還等を行った中で、黒字等にはなっていくのかなというふうには考えております。

以上でございます。

○議長

山口議員。

○7番

いや、だから残る金はそれだけやけど、実際、ただ、二、三日前の新聞でもありましたけど、要するに、普通交付税をまた増やしてくれるということで、全国的に相当な金額になると。ただ、平群町がどれぐらいになるかももう決まってるんだったら言ってもらったらいんですけど、それもあるし、ただ3月の末のほうで決まる特別交付税についてはですね、これはちょっとどうなるかまだ分からんから、もちろんその辺で数字は変わってくるんですけどね。

もともと、要するに、この2億円の繰上償還を別にすれば、今年度は少なくとも実質単年度収支は3億近い黒字、3億ぐらいの黒字にはならないと駄目なんです。それでも取りあえずやると。それと、3月補正になるけれども、県から1億5,500万円の無利子の借入れができるということで、これはすぐ

に、これは入ってきてすぐ出るから、収支には直接関係ないけれども、来年度からの利払いとか公債費、減っていく分には役立つわけだから、当然、令和4年度からについては減っていくわけだから、その辺も変わってくるんだと思うんですけど、もうそやけどそろそろですね、今年度どれぐらいになるかというのは出さないと駄目だし、もう当然、来年度の予算編成もされていってるわけですから、その辺についてはね、シミュレーションは大きく変わらないというものの、ちょっとどうなるかというのは年度内、また来年初めぐらいには一定、収支バランスどうなってるかというのは、いろんな数字が出てきた段階で再度示していただきたいと思うんですが、交付税何ぼ増えるか決まってない。その辺はどうですか。

○議 長

政策推進課長。

○政策推進課長

山口議員の御質問にお答えさせていただきます。

今年度、1兆9,700万円を増額交付というような形でのニュース等、時事通信等は出ておりますけれども、まだ平群町に何ぼ来るとか、そういった部分については、まだ通知は来てない状況でございます。

そしてまた、今回、補正予算等で経済対策等ある中で、やはりそういった部分を勘案する、そして県の振興資金を借りたときにつきましては、繰上償還等も影響してくることでございます。そういった中で、一定、財政担当としましても、決算見込みというのは、またシミュレーションというのは重要になってきますので、一定、ある程度の段階でシミュレーション等につきまして、また御報告等もさせていただきたいと思っております。

以上でございます。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第47号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午後 0時19分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

休憩前に引き続き再開いたします。

(ブー)

○議長

町長より、乾健康保険課長、南健康保険課主幹が生駒郡各町及び医師会との会議出席のため、午後から欠席する旨の通知を受けましたので、御報告いたします。なお、東川主幹が本会議に出席をいたします。

日程第11 議案第48号 令和3年度平群町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第48号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。山口議員。

○7番

ちよつともうちよつと詳しく説明してほしいんですけど、歳出の医療給付費分が地方交付税の中で確定したという説明ですけども、もともと600何がしで、補正で1,000万以上と、これだけの乖離が出るというのは何か理由がある

んですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えいたします。

一言で申し上げましたら、1,679万3,000円ということで、今回確定額が出ました。一般会計、当初予算で600万ということで、まずもって当初予算の計上が600万というのが、少し積み方としましては、ある意味、交付税の算入額の見込みでございますので、当初予算での見込み時点で少し厳しい見込みをしたのかなというところで、逆に、交付税の算入額につきましては、一定程度の費用が参りましたので、その乖離が出たのかなというふうな理解をしております。

○議長

山口議員。

○7番

いやいや、そんなこと聞いてない。何でそんな差が出んのかって聞いている。いつもそれぐらい差が出るの。今まであんまり気にしてなかったけども、いつもそんなに差が出るんですか。もともと、今の国保会計で言えば、このあれがあろうがなかろうが、一般会計のほうには影響するやろうけど、国保会計そのものに直接影響するということはないわけやから、あまりぎゃあぎゃあ言うこともないんだけど、ただこんだけ差が出るというのはね、当初予算でどういう組み方するかによってももちろん変わってくるんやろうけど、でも毎年毎年やってそんなに大きい差が出る、倍以上、1.5倍も差が出るというのは、あまりにもちょっとおかしいんちゃうのというのがあったんで今聞いたんですが、今の説明ではちょっと納得できへんのと、それともう1点はね、特定健診、マイナンバーとのひもづけということなんです。歳入のほうで、一方で職員給与等の繰入金で427万9,000円でしょう。それと、健診のほうのこの補助金が290何ぼ、これ両方で727万4,000円やけど、これは電算委託料やのに、何でこれ人件費の歳入のほうとのリンクはこれどうなるの。全然関係ないのにこういうふうになってるの。ここだけ見てるから、ちょっとややこしくなるけど、その点どうなんですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、電算委託料の部分でございますが、歳入科目といたしましては、一般会計等の繰入金の科目の中で、職員給与等繰入金ということの科目でございます。これにつきましては、特別会計の中の繰入れ科目ということで、この科目を使用しまして、いわゆる通常の基準内繰入れの部分、人件費も含めて、事務費も含めての部分については、この科目のほうで繰入科目ということで予算措置をしてるので、ちょっとこういうふうな文言となっておりますというようなところでございます。

○議長

山口議員。

○7番

それはそう言われればそのとおりやわな。でもさ、電算関係でしょう。それも、国の制度に関わってやらざるを得んわけでしょう、町としては。それを一般会計からって、これもどこまで一般会計で、もちろん国の負担とか県の負担とか何ぼかあんのかどうか、ちょっと今分からんけども、どっちにしたって、その辺はちょっとこれ、会計処理の仕方としては、もうちょっと分かりやすいようにする必要があるんじゃないかなというふうに、ちょっとこれだけ見てると思いましたので、そのことは指摘しておきます。

それと、ついでに聞くけど、今年度、国保については、今年が令和3年ですから、あと4、5、6と3年間、その後には県の統一料率ということになってますけど、去年、コロナで見送った中間見直し、その後、何か今年度進展とかあるのかどうか、その点どうですか。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問にお答えをさせていただきます。

県の税率につきましては、昨年ちょっとコロナ禍の影響ということで、具体的な税率が示されておらなかったというところでございます。この間、国保税の関係で御答弁申し上げてるかと存じますが、まだ少しこれも確定ではないんですけども、3年度のうちに、令和6年度からの税率については、県のほうで一定の方向性が示されるというふうにお聞きはしておりますので、私どもの理解としてもそういうふうなことでございます。

○議長

山口議員。

○7番

県の国保会計ってすごい黒字になってるということです。始まって今年が3



年目ですから、たった3年間で数十億の基金をため込んでですね、毎年それが増えてるといふようなことで、令和6年の統一料率の見直しについて、当初見直すと言ったけども、実際より医療費が下がってて、当初、県が示した統一になったときの料率、今も生きてますけども、もうそれより下がるのではないかという話も出ててね、平群町はどこまで県のそういう会議で発言できるのか、またいろいろ言えるのかどうか分かりませんが、ちょっとそういう機会ではね、県の国保会計の財政状況がどうなってるかというのも、町議会にも説明していただけますか。三郷町なんかは説明してるんですよ、ちゃんと県から聞き出して。ちょっと時期はずれるんでしょうけども、当然、特別会計で予算・決算してますからね。規模はもちろん奈良県全体ですから、大きいですが、やっぱりそれも見ないとね、何か知らんけど、医療費というのは上がるものだから、どんどんどんどん上がっていくのが普通みたいな感覚でいてるけれども、そうでもないという部分もあるんでね。県のほうはもう気楽なもんですよ。要るだけ取ればええわけやから。足らんようになったらまた上げりゃええと、そんな話ですからね。ほんであんまり、言っちゃ悪いですけど、県議会のほうはですね、国保の会計なんてこれまでやったことないから、奈良県、39市町村ある国保がどうなってるかというのはなかなか分かりにくいんだと思うんです。うちの共産党の議員だって、なかなかそこを説明しないと分からない。ただ、うちの場合は市町村議員経験者が県会議員に3人いますからね、そういうところではある程度分かるんですけども、それでも昔と今の制度、大分変わってるんで、ちょっとその辺ね、平群町議会でも機会ごとにちょっと、県の国保財政がどうなってるかということも含めてね、制度が、今新しいこういう制度ですので、今までと違うんで、そこはちょっと議会にも報告していただければと思うんで、その点どうですかね。

○議長

住民福祉部長。

○住民福祉部長

山口議員の御質問でございます。

少し、私のほうも制度にあまり習熟しておりませんので、ここで、御理解いただけるような細かい説明もしかねるかなと思うんですけども、今御指摘いただきました県の制度設計等につきましては、どういうものになってるかということも踏まえて、担当課のほうでも一定整理をしながら、いずれかの時期にちょっと議会のほうで、資料になるのか、何かの場でということになるのかあれですけども、情報提供に努めてまいりたいというふうには考えております。

以上です。

○議 長

ほか、質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第48号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きます。

日程第12 議案第49号 平群町体育施設の指定管理者の指定について  
を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。教育部長。

○教育部長

議案第49号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。井戸議員。

○4 番

指定管理としてここにここに決めたという理由として、もし平群町総合スポーツセンターグラウンドで何か提案といたしますか、ちょっと話出てきたような、サッカーグラウンドの人工芝化とか、そういうのもちらっと出てきたような出てこなかったような、いろいろあったと思うんですけども、この辺の提案とかあったのかなど。分かんないですけどね。その辺だけちょっとお聞かせて

ほしいなと思います。

○議 長

教育部長。

○教育部長

今、議員から質問いただきましたような、そういう提案はございません。それでよろしいですか。

○議 長

ほか、ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第49号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第13 議案第50号 平群町立老人福祉センターの指定管理者の指定  
について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。住民福祉部長。

○住民福祉部長

議案第50号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第50号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして  
日程第14 議案第51号 平群町若井集会所の指定管理者の指定について  
を議題といたします。  
議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。総務部長。

○総務部長

議案第51号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

討論ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第51号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きまして

日程第15 議案第52号 平群町農村環境改善センターの指定管理者の指定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第52号 提案理由説明

○議 長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第52号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第16 議案第53号 平群町活性化センターの指定管理者の指定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第53号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第53号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きますして

日程第17 議案第54号 平群町都市公園の指定管理者の指定について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第54号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより議案第54号について採決を行います。

本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。

続きますして

日程第18 議案第55号 奈良広域水質検査センター組合を組織する構成  
団体数の減少及び奈良広域水質検査センター組  
合規約の変更について

を議題といたします。

議案の朗読を省略し、提案者の提案理由の説明を求めます。事業部長。

○事業部長

議案第55号 提案理由説明

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。  
これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。  
これより議案第55号について採決を行います。  
本案については原案どおり可決することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり可決されました。  
続きまして  
日程第19 同意第7号 固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求め  
ることについて  
を議題といたします。

議案の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。  
同意第7号  
固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて  
固定資産評価審査委員会委員 野上威志は、令和3年12月17日をもって  
任期満了することから、下記の者を選任したいので、地方税法第423条第3  
項の規定により議会の同意を求める。

令和3年12月7日提出

平群町長 西 脇 洋 貴

記

住 所 奈良県生駒郡平群町竜田川3丁目11番16号



氏 名 野上威志

生年月日 昭和17年2月19日

以上でございます。

○議長

続いて、提案者の提案理由の説明を求めます。町長。

○町長

ただいま局長より朗読のありました同意第7号の固定資産評価審査委員会委員の選任に同意を求めることについて、提案理由の説明をさせていただきます。

固定資産評価審査委員会委員は、地方税法第423条に規定されているとおり、固定資産課税台帳に登録された価格に関する不服を審査・決定するために設置された重要な役割を持っている役職であります。

野上威志氏は、平成15年12月より固定資産評価審査委員会委員として御活躍を頂いております。これまでの経験を生かしまして、引き続き、固定資産評価審査委員会委員として御活躍を頂きたいと考えております。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。提案の理由とさせていただきます。

○議長

これより本案に対する質疑に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

続いて、これより討論に入ります。

「なし」の声あり

○議長

ないようでしたら、本案に対する討論を終結いたします。

これより同意第7号について採決を行います。

本案については原案どおり同意することにいたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議長

異議なしと認めます。よって、本案については原案どおり同意することに決定をいたしました。

続きますして

日程第20 請願第2号 生駒平群発電所（太陽光）防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書

を議題といたします。

請願文書表の朗読を求めます。局長。

○局長

それでは朗読いたします。

令和3年第7回平群町議会定例会請願文書表

受理番号 第2号

受理年月日 令和3年11月24日

件名 生駒平群発電所（太陽光）防災工事について住民の安全を守る確実な対策を求める請願書

請願の要旨

要旨 協栄ソーラーステーション合同会社は本年9月1日より奈良県との協議による応急防災工事を実施しています。また、10月3日、7日、14日に応急防災工事に関する住民説明会を実施しました。

説明会においては、応急工事の目的を「雨水の流出抑制と土砂の流出防止」としながら、洪水を調整する「調整池」がなく、本格的な大雨時には、調整できない降雨がそのまま下流に流出してしまいます。町として事業者との「協定書」に基づき住民が安心して生活を送れるよう、事業者に流量調整機能を持った防災設備の実施を求めるよう請願いたします。

理由 ①30.1ヘクタールの森林伐採により、伐採前より1.5倍程度の雨水流出量となっています。県林地開発許可基準において「開発中及び開発後のピーク流量を開発前のピーク流量以下までに調節できるものであること」として洪水調節容量を決定しています。

9月より実施している応急防災工事は沈砂池のみで洪水調節機能がありません。

②開発工事による影響は櫛原、椿台、緑ヶ丘、若葉台、西向、フローラル西向、榎原、梨本に及んでおり居住者は5,750人（本年3月）である。災害発生時には多大な被害が想定される規模である。

③昨今の大雨、台風被害は従来、経験したことの無い悲惨な規模となっており、櫛原川、椿台水路、大釜川は流下能力の小さい河川・水路であることから、

もし本町をこのような大雨、台風が襲った場合、極めて重大な災害が想定される。

④事業者は説明会において、住民から「申請書の流下能力の誤りが指摘され工事が停止に至ったが、指摘がなかったら工事は進めたのか」との問いに「工事はそのまま進めた」と回答しており、事業者任せには到底できない。

請願者の住所及び氏名 平群町椿台 1-3-17 多田恵一

平群町菊美台 3-2-24 須藤啓二

紹介議員 山口昌亮・植田いずみ・稲月敏子

付託委員会 総務建設委員会

以上でございます。

○議 長

請願の趣旨説明について、紹介議員の説明を求めます。山口議員。

○7 番

今、局長に朗読していただいたとおりです。

基本的には、業者もね、請願文書表にもありましたけど、住民説明会で、応急防災措置については、水の調整能力がないというのは、たまった水を流すようなシステムにはなっていないんですね。写真でも見てもらったら分かると思うんですが、基本的に、大きい土のうを積んで、そこへ流れてきた砂をためると。たまったらしゅんせつするということになるんでしょうけども、一定以上、20ミリから30ミリの雨が1時間以上降ればですね、その土のうそのものが流されるという可能性も非常に高いものだというのは専門家からも言われてます。説明会で、協栄ソーラーシステムの森氏もですね、森氏というか、あのときは村本建設の技術者も出てましたんで、部長も、今言ったようなことが起き得ることはあり得るということをお認めしてるわけですね。ですから、応急措置はしていただいたんですが、少しの雨なら土砂はためられるけれども、30ミリも降ったらもう全然駄目だというようなことなんでね、今のままでは、あれだけ裸状態になってますんで、今のままなら、例えばその説明会に来た椿台の女性もですね、少し強めの雨が降ればもう心配で夜も眠れないというような訴えもされてました。本当に下流域ではですね、熱海の土石流なんか、映像でも見えますし、本当に怖いという思いが強いもんですから、本当なら一刻も早く、ただ、雨期がある程度過ぎたんで、ちょっとはましなんですけどもね、それでもまたすぐやらないと、いつ大雨が降るかもわかりませんので、できるだけ早くやってほしいと。このことについては、町もわざわざ、通常の協定だけじゃなくて、防災協定まで結んでるわけですから、ここんところは強く言わないと駄目だと思う。

もちろん、下流域の住民もそうですし、以前副町長もおっしゃってたように、平群町の広域農道そのものが災害で壊されるというようなことも起こり得る可能性もあるわけですから、その点からも、もちろん県の指導はされてるようですけれども、なかなか事業者がうんと言わないという状況みたいなのでね、やっぱり議会としてもしっかりと請願を採択して、その上で、町もですね、平群町住民の意向だということで、しっかり県や事業者に話をさせていただくということが私は大事だと思いますんで、この請願についてはですね、全会一致で採択をしていただきたい、このように思っております。

以上、趣旨説明とします。

○議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

「なし」の声あり

○議 長

ないようでしたら、本案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

請願第2号については、会議規則第92条の規定により、総務建設委員会へ付託いたしたいと思いますが、異議ございませんか。

「異議なし」の声あり

○議 長

異議なしと認めます。よって、本案については総務建設委員会に付託することに決定をいたしました。

なお、請願代表者2名の方より委員会に出席したい旨、私議長に申出をされておりますので、本日の本会議終了後に総務建設委員会を開催していただきたいと思っております。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。これをもって散会をいたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時15分)